

へども永く居住を冀ふものは、また平等の待遇を享くことを得る」と宣して居る。建國の大
本として之れほど人道主義を高調し、自由、平等、公正の國是を有する國家が、全世界の何れ
にあるのであるか。その對外政策は「信義を尊重し、努めて親睦を求め、凡そ國際間の通例は
謹みて遵守せざることをなく、その中華民國が過去に於て各國と定むるところの條約上の義務に
して滿蒙新國家の領土内に屬するものは、皆國際慣例に照らして繼續承認す、商業を創興し、
利源を開拓せんが爲め、新國家に投資を希望するものあらば、何國に偏なく、一律に之れを贊
迎し、以て門戶開放、機會均等の實を擧げんとす」と宣言して居る。堂々たるかな、この宣言、
公正なるかな、この主張、地上に國家を成す列邦中、これほど公正にして嚴肅なる理想に生き
んとする國家が何れの處に在るであらうか。

この宣言を爲し、この理想に立國されたる滿蒙の新國家が、世界に對して建國の承認を求む
るに當つて、列強は勿論、萬國皆贊迎すべきは當然のこと、信するのである。然るに英米中に
早くも既に、このステート・オブ・シンクスを否認せんとするが如き風聞を耳にするは、余の了

解し得ざる一大疑問である。世界の人道上将た又、人類の正義通念に照し、解し得ざる一のミ
ラクルである。その依て來るところの理由と根據とを求むれば、華府條約にあり、九ヶ國條約
にあるものゝ如くである。

抑も支那に關する九ヶ國條約は如何なる要旨と目的によつて議定され、而して之れが如何な
る條文によつて表示されて居るものであるかを検討吟味を要する。一九二二年二月、英、米、佛、
白、伊、和、葡及び日支の九ヶ國は「極東に於ける事態の安定を期し、支那の權利々益を擁護し、
其機會均等の基礎の上に、支那と他の列國との間の交通を増進せんとする政策を採用すること
を希望して」同條約を締結したのである。その大本とする所は民族自決の大義に則り、各國亦
同情と理解とを以て之を援助し、支那自らをして自由にその大義を遂行するの機會を與へんと
すると同時に、各國も亦、競争國によりて自國の權益を不法に不平等に侵害されざる事を要旨
としたものと解釋され、又しかく信ぜらるゝのである。滿蒙の地域とその民生とが永きに亘る
支那動亂の渦中より獨立し、民生の苦艱、虐政より逃れて、自由、平等、公正の政治の下に統

制ある平和國を建設せんとする事が、民族自決の大義に悖るべき理由はない。支那全體としてこの理想國に統制さるゝことは望むべくして、實行し得ざることは二十年餘りも、大なる犠牲を拂つて經驗した結果、せめて滿蒙なりと、滿蒙三千萬の民生なりと、滿蒙の地に獨立し、その統制國家組織の文化と恩恵とに浴せしめんとするに、猶ほ且つ支那の統一なる美名と支那の主權なる空名とに拘束されて、之を阻止せんとすることは、人道上正しき理由を發見し得ぬのみならず、人類正義の通念に照して見ても、不都合の所は秋毫もない。況んや、張家二代の軍閥政權すら、保境安民をその大綱となしたる事實は、滿蒙民族自決の宣言であつたのである。

九ヶ國條約の條文は「支那の主權、獨立並にその領土的及び行政的保全を尊重すること」を第一義となすが故に、滿蒙新國家の建設は同條約に牴觸するを以て、承認し得ずといふものがあるかも知れない。元來支那に關する九ヶ國條約締結の際も、支那には完全に統制された行政はなく、統一されたる領土も保全されて居らぬ。列國は其假想されたる理想の下に支那の統一を謀り、民族の統制を假定し、理想化して、之れを助成し援助せんとしたのである。然も數十

年、舊態依然として不統一であり、治亂常なき有様である。各地に蟠居する軍閥は稅政と暴斂とを事とし、政争の爲めに民命を殺傷して、今日に至つたのである。而して今日猶ほ締盟七ヶ國は形式上の條約を鐵則とし、支那の統一主權の空名の下に、滿蒙三千萬の民族を、此の暴戻非道の軍閥政權に、其生命を託さしめんとするのであるか。列強は滿蒙新國家の民生も、滿蒙外の支那民族と同じく「群雄割據して相戦ひ、或は一黨專横にして國政を恣にし、人民は慘虐無法の暴政に苦しめられ、或は盜匪は横行して掠奪慘殺され、村吏は空となり、老若は溝に陥り、餓夫は路に滿つ」といふ非道なる運命の鐵鎖に繋がるゝ事を強制する事が、滿蒙三千萬蒼生の爲めであり、世界人類の一部を、その因果律の規範の牢獄に投げ込むことが、正しき人道上の措置であると思惟するのであらうか。苟も列強がしかく思惟し、しかく強制せんとするなら、世に是れ以上の不都合はない、世に是れ以上の暴戻極まる内政干渉はない。

滿蒙三千萬の民衆が、ヒストリカル・バック・グラウンドの上に、永き悲惨なる體驗に依り、時勢の推運に恵まれたる機會に於いて、支那中央統一政權なる空虚なる美名の下に苦めらるゝ

虐政より獨立して、新國家をなしたることは、民族自決の大業である。之れを列強が阻止せんとするならば、之れは人道上許すべからざる罪惡である。

〔五〕

或は同じく九ヶ國條約の背犯なるが故に、滿蒙新國家は承認すべからずとする論據を同條約の條文に求め、その文理解釋に拘泥して云々するものがあるかも知れない。若しありとすれば其根據を同條約第一條第三項の「支那の領土を通じて一切の國民の商業及び工業に對する機會均等主義を有効に樹立維持すること」なる明文に求むるものがあるかも知れない。滿蒙新國家の宣言は「商業を創興し、利源を開拓するが爲め、新國家に投資を希望するものあらば、何國に偏なく、一律に之を賛迎し、以て門戶開放、機會均等の實を舉げんとす」と聲明して居る。何れの點が同條約中の機會均等門戶開放主義に牴觸するか、秋毫も九ヶ國條約の背反はない。英米の案する所のものは吾が日本が隣邦として特殊の地位に立ち、優先的特權關係を保持するに非ずやとの疑に存するなきを保し難い。されど新國家としても、滿蒙の地域に對しては、機會

均等門戶開放の聲明は屢々繰り返し來りたる所である。若し夫れ同條約第一條第四項には「友好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲め支那に於ける情勢を利用すること及び各友好國の安寧を害する行動を是認することを差控ふること」と規定されて居るから、我が關東軍が隱に建國の指導、援助をなしたるの故を以て同條約背犯なりと解するものがあるかも知れないが、若しありとすればそれは大なる誤解に基くものと謂はざるを得ぬのである。滿蒙に於ける我が軍の行動は昨秋舊軍閥の權益侵害行動に對し、條約上有する駐兵權を行使して、之れが侵害を防護し、事件の擴大と共に自衛權も、前述の權利行爲と關聯して行使したるは勿論なりと雖ども、軍事行動の範圍はそれ以上に出でぬ。その結果舊軍閥の没落崩壊となり、その當然の措置として新政權に依る治安の維持回復を必要とし、新政權の樹立は滿蒙三千萬の民衆の輿望を以て新國家の建設となるに至つた。其の間我が軍部が隱然として之れを指導援助して、建國の偉業今やその緒につかんとするに至つたのであるが、その茲に至る道程に於て、將た又その建國の大義といひ、新國家機構の大本といひ、新國家の國是といひ、

毫も列強の權益を侵害することなく、將來に於ても之れを尊重せんとするの意思は上述の宣言に見るも明かなる所であつて、九ヶ國條約に牴觸すると思惟すべき理由を見ないのである。

唯、列強の内一國たりとも、若しその國の利害關係を、支那統一行政の保全又は支那主權の尊重なる美名の煙幕の陰に隠くして、九ヶ國條約の條文の末節を援用し、條約の尊重なる不純の主張を敢てするものありとすれば、是れ反て條約の神聖を冒瀆する罪科である。形式的なる支那の主權の尊重、架空の支那行政の保全なる理想は、二十年の尊き而して餘りにも犠牲の多かりし經驗に依つて清算されねばならぬ、政策は事實に則して樹立されねばならぬ、理想は時勢の推移、事實の變化に依り、更新されねばならぬ、九ヶ國條約は正にその再吟味を必要とする時局に直面したのである。

最後に残る問題は、我が國及び我が民族の大滿洲國の地域に有する生存權の問題である。我が國及び、我が民族が滿蒙に有するバイタル・デマンドは國を舉げて主張しなければならぬ、吾人は滿蒙に於ける我が國及び我が民族の生命線は死守しなければならぬ、列國の要求する機

會均等、門戶開放の原則は吾人の生存權を否定されざる範圍に於て之れを是認する。國の危急存亡に關する侵犯は、その國民自ら衛らねばならぬ。國際法上、將た又、國際條約の通念として自衛權の嚴然として存することは列國の承認する所であるべき筈である、滿蒙に於ける機會均等門戶開放の原則は、その範疇を以て解決すべきものである。九ヶ國條約と雖ども滿蒙に於ける我が國及び民族の自衛權を否認すべき權威は有せぬのである。如何なる國際條約と雖ども、滿洲新國家の地域に於て、我が國及び我が民族の生存權を否定すべき權能は斷じて賦與されて居らぬのである。苟も列強の何れの國たりとも滿蒙に關する限り、機會均等門戶開放なる原則を上述の範疇以外に擴大して、滿洲國家の承認問題を解決せんとするものありとせば、我が國民の信念は、斷然之れを峻拒するものなる事を、各國は明かに認識するを要するのである。

滿蒙に關する限りに於て、我が自主的外交政策とは、この民族的氣魄の表現でなければならぬ。故に滿洲新國家は、我が國先づ之を承認し、列國にして若し滿洲國の承認を否認せんとする國ありとせば、我が國はその反省を促し、東亞の平和、世界人道の名に於て、吾等の世紀に

於ける人類の文化史上に汚點を貽さざらしめぬ氣魄を必要とするのである。是れ我が國の對滿外交方策でなければならぬ、今日の我が國民を支配すべき民族意識、指導精神は、正しくこの指導原理に基調を置かねばならぬのである。この民族的指導精神に舉國一致し、以て多難なる大局に處してこそ、眞に大なる期待を滿蒙の新國家にかけ得ると共に、眞に大なる希望を我が國及び、我が民族の將來に繋ぎ得ると信ずるものである。(七、三、五)

三、滿洲國の工作を語る

——四頭政治統一問題を中心として——

〔一〕

最近、滿蒙問題に關する意見の發表、滿洲國の現存及び將來に對する研究は仲々多く、多方面に亘り、多岐に流れ、反てその基調、その根幹を掴むことが困難になつた憾みがある。

一體、滿蒙問題の根本要諦は何んであるか、端的に謂へば我が國及び、我が民族の生存權の確保である。之れを國際政治の上より觀れば滿蒙に於ける我が國の國際的地位の確立であり、經濟の上より觀れば、我が民族經濟生活の安全保障である。滿蒙問題の國際政治上の解決は解決さるべき問題の外延であり、産業經濟上の解決は問題の内容である。

今日嚴存する一切の國際條約は、我が生存權の確保に對し、我等に安心のゆく保障はなし得ない。又如何なる國家といへども之れが將來の保障はなし得ない、過去の國際關係と外交上の

事案とは、事實に於て之れを證明した。露獨佛三國干涉は何を我が民族に教へ、華府會議に於ける山東還附の聲明は何かしかせしめたか。李鴻章ロバノフ條約と露國の滿蒙擒約は何を語り、奉露協定と支那の東支鐵道の武力回收は何を意味するか、その事實と體驗とは、我が國と我が民族とを護るの道は、自衛の方策以外に何もものも存在し得ぬことを教へてくれた。過去の事情と經過とは何であらうとも、現在の事實として嚴存する滿洲國の建設に、我等が國を舉げて全努力を傾倒する所以は、將來の期待を滿洲國に繋ぐが爲めである。我等の國を舉げて、滿洲國家の工作に専念する所以亦茲にあるのである。從て我が對滿國策の根本基調も茲に措かねばならぬことも明らかである。

〔二〕

滿蒙問題解決の公式は二つに分れる、國際政治上の解決は外交上解決すべき問題であり、國內政治上の解決は對滿政策の決定である。四頭政治の統一問題は後者の政策遂行の便法論であり形式論議である。

今日の急務中の緊急國務は國際政治上の解決である。我が國は滿洲事變以來三億五千萬圓の國帑を費し、我等同胞の流血の犠牲を敢てした。今後、その國帑、その生命は猶幾何失ふであらうか、また之れを失ふ必要が何處にあり、その目的は何であるか、政府は須くその必要ある理由と目的とを明確にしなければならぬ。若し然らざれば滿蒙問題の將來は如何になるか逆睹し難きものがある、その理由とその目的とを具體化するものが即ち滿洲國と我が國との將來を約束付ける條約でなければならぬ。斯くして滿蒙問題の政治的外延成れば、内容の整備充實は漸を追ふて完成してよいのである。この滿蒙と我が國の將來を約束すべき取り極めが實行されるならば、事實上の滿洲國の承認は行はれたわけであつて、正式承認の如きは形式上の問題であつて多く論ずるに足らぬ事と思ふ、この日滿兩國の取極は必らずしも形式張つた條約を必要としない、假條約であらうと、協約であらうと、協約の當事者が何人であらうと、そんな形式はどうでもよいことであつて、要は明徹なる經綸の大綱を内容とするを以て足れりとするのである、之れなくして徒らに承認問題のみを論議するは謬見であつて、本末を認つた國策といは

ねばならぬ。

〔三〕

我が國と滿洲國との將來を約束する取り極めとは一は、我が國の責任を以てすべき滿洲國の國防と治安の維持であり、一は日滿兩國の確乎たる經濟提携である。國防と治安とは永く今日の狀態を持續するわけにはゆかぬ、先づ速かなる兵匪鎮撫の急務なる事は元よりであるが、鎮撫後と雖へども、永遠の治安と極東の平和とを保持する國策としては、我が正規軍隊の駐劄以外に防國補助の國策移民を必要とする。日滿經濟提携にしても、統制ある計畫經濟の提携でなければ、將來に於ける日滿兩國の産業は共榮共存であり得ない、一步其政策を誤まれば、我が國は滿洲より強大なる産業壓迫を受け、反て國民の經濟生活は脅威さるゝ結果となることを豫め認識しなければならぬ、對滿政策として考慮しなければならぬ計畫の大綱は、一二にして止まらないが、例へば移民問題の達成には、その基本條件である土地の政治的解決を要し、計畫經濟の提携には貨幣問題なり、關稅問題なりが直ちに重大なる條件となる、滿洲國を指導し督勵

し、解決すべき重要條件を政治的に解決するは、政治機構の任務である、その内容を成す實際上の産業開發に當るものは經濟機構の使命であり、その中樞機關は滿洲に於ては滿鐵を措いて他にないのである。

〔四〕

滿洲に於ける四頭政治の統一問題は、滿蒙問題解決の國內政治上の形式論であり、政策遂行上の手段に過ぎない、吾人の最も大なる關心を持つものは形式論にあらず、その手段でもない、その内容であり、實質でなければならぬ。滿洲に於ける我が政治機構として、謂ふ所の關東軍司令官、關東長官、總領事及び滿鐵總裁の四機關の統制問題は制度の問題と云はんより、この機關の構成要素である人物の問題である。この四つの政治機關の間に統制の紊れ、統一の缺如したる例は過去に於てないわけではないが、その統制の最も紊れて、足なみの揃はなかつた場合が二つある。一はこの機關構成の人的要素の一つに變な人間の配置された時代である。私を去り一意以て、國策の遂行に當るに足る人物であるならば、四人であらうと五人であらうと

問題にはならぬ筈であるが、只變な人間が夫れ夫れの機關の人的構成要素として、配置された際に制度に缺陷があれば、その統制を紊ることも大きくなるから、斯る場合の保障として制度の完全を期さなければならぬことは當然の措置である。四頭政治機關の足なみの揃はぬ第二の場合には、中央政治の國策に統一を缺き、制令一途に出でず、爲めに中央の政治機關を表現する出先官憲相互の足並に統制を缺き、中央の政治機關と出先官憲との統制を紊るに到る場合である。過去に於ける我が對滿政策には終始一貫する國策といふものがなかつた、國策らしきものがあつたとしても、それは行當りバツタリの政策である、相手國の鼻息を窺て、猫の眼のように變つた政策のみであつた、之れが爲めに滿洲出先官憲相互の間、中央政府と出先官憲との間に統制を紊り、國策を過つた事例は尠くない、今日四頭政治の統一問題が議論され、その議論が價値付けらるる所以は、第一の場合より寧ろ第二の場合に備へんとするにあると信ずる。四頭政治統一問題は滿蒙問題の解決なる至大の命題より見れば、第二義的の要件にあり、形式的の問題であるにしても、この意味に於て重要性を有するものと思ふ、從てその政治機構構成の

基調も茲に重心を置いて熟慮斷行しなければならぬ事案である、然し政治の機構が統制せらるるも、遂行すべき國策が統一され、命令一途に出づるにあらざれば、制度の統制も無意味に終る、制度は如何に完備、正整されても、實際の運用は矢張り機構組成の人的要素に重點を措かねばならぬことは勿論である。

日露戦役の直後、故後藤伯が縦横に手腕を振つて、滿蒙の經倫を行つたことは餘りにも顯著な事實である、然しその蔭に統制機關の首腦者として、襟度を大にし、後藤伯に縦横の巨腕を振はしめた大島都督の居られたことを忘れてはならぬと共に、その又後ろに軍部の首腦者として、參謀本部に故兒玉大將のあつたことを牢記しなければならぬ、要するに我が滿蒙に於ける經倫の成敗は、滿洲にも中央にも明達堪能の政治家がその中樞機關に居るか居らぬかに依て岐るるのである。

〔五〕

今後の滿洲に於ける所謂四頭政治機關の統制者は明達の人物なるを要し、而して克く對滿政

策の大綱を把持して過またず、日滿兩國の間に介在し、内に對しては諸機關を統制し督勵し、外に對しては隱然滿洲國に重きをなし、滿洲國の國策を指導し、誘掖して、吾が國策との順逆を過またしめざることを、その任とする大人物でなくてはならぬ。而してその統制機關自らが滿洲國の政治を行ふべきものにあらざると同じく、滿蒙の開発は自ら他の機關をして遂行せしめねばならぬ、惟ふに滿蒙の開発は、我が滿蒙問題永遠の解決を完ふする基礎條件であつて、その責務の大なるは茲に論ずるを俟たぬところである。滿蒙問題の外延的解決成るとしても、事實上の滿蒙問題の解決を告げ、將來永く逆轉の憂なからしむるものは、滿蒙問題解決の内容をなす滿蒙の産業經綸でなければならぬ、滿蒙の産業計畫、經濟政策は、將來益々その範圍は廣汎に、その内容は複雑とならねばならぬ、これ滿蒙問題解決の當然の結果である、然れどもその産業政策遂行は實に至難なる事業である。然もこの重大にして至難なる事業に、自ら當るを任とするものは如何なる國家機關を選ぶべきであるか、四頭政治機關の一として、統制せらるる滿鐵を措いて他に無いのである、遠き將來は暫く措き、今日滿洲に於て、我が國民の要求

する滿蒙産業の開発は、滿鐵を中心として遂行する以外に途はない、然るに最近の世論中には滿鐵を縮小して單なる商事會社となさんとするの意見を聽く、又或ものは滿鐵を分解し、滿鐵は單なる鐵道會社とするを可とするといふ論議もある、之れ程時代錯誤の議論はない、過去の滿鐵よりも、將來の滿鐵は、その任務は大きく、その使命は重くこそなれ、減少はせぬのである、從て滿鐵の擴大論こそ起れ、縮小論は諒解し得ざるところである。四億四千萬圓の公稱資本を有する滿鐵は日本では隨一である、併し九億圓や十億圓の會社は世界にはざらにあるのである、そんな短かい尺度では滿蒙の經濟産業の計畫などは立つものではない。

今や滿鐵總裁たりし内田伯は外相に就任された。近く後任總裁の決定を見ることと思ふが、その後任には、その識見、その力量に於て、經濟、産業に練達の人物を選び滿蒙の新天地に縦横の巨腕を振はせ、滿蒙に於ける産業甦生の道を拓かしむることにしたいと念願する。

霖雨しきりに到り後任總裁の銓衡難を傳ふる新聞の夕刊を前にして筆を擱く。(七、七、七)

四、滿蒙に於ける鐵道の統制問題

〔一〕

滿蒙問題は行き詰つた、しかし解決されねばならぬ。

近時我が國に於て悪化し尖鋭化する日支關係を慨し、暴虐なる支那の態度を憤り、之れを責むる聲が騒がしくなつてきた。しかし支那の不都合を責むるに先つて我が民族は反省しなければならぬものがある。政黨は政争に夢中であつて、その政争は國民の利害休戚に關することは甚だ薄い。政權争奪の口實に外交の軟弱を慨するも指導精神はない。國民の氣魄既に衰へて昨の如くではない。經濟國難に思想國難に直面しつゝ、國民は多難なる社會の噴火口上に亂舞しつゝある。立つ所の危きを知らずして亂舞するもの獨り銀座街上のダンスホールの舞踊のみではない。日支關係の悪化といひ、尖鋭化といふ。これ我が國即今の實相を反映した一現象に過ぎぬのである。殷鑑遠からず、東支鐵道を支那に回收せしめたものは舊露國の内争であり、革

命であり、土崩瓦解である。遮莫れ我が日支關係は山雨將に到らんとして風樓に滿つるの概がある。

惟ふに滿蒙に於ける國權の消長を表現するものは鐵道である。滿蒙問題は鐵道問題を重點として解決せねばならぬ。滿蒙に於ける鐵道の延長哩は三千七百哩であつて、その根幹をなすものは東支鐵道の一千八十哩と我が滿鐵線の七百哩及び我が借款に依て建設された四洮、洮昂、吉長並に吉敦の七百哩である。英國の借款關係による京奉線の八百哩を除けば純粹の支那國有鐵道と稱すべきものは僅かに四百哩に過ぎぬ。

滿蒙の開發と文化とは鐵道より來る。滿蒙の地廣くして鐵道の敷設されたるもの、これを世界の各地に比較し、面積と人口の割合を以て算ふるも決して長いとはいふことは出來ぬ。然し支那中央の兵亂と掠奪とに苦しめらるる漢族が家に火を放つて、その墳墓の地を捨て一家一村を擧げて滿洲に移住し來るもの、近時年々百萬内外を算ふるに至り。僅々二十年にして滿洲の輸出入貿易が十一倍乃至十二倍となり、大連一港のみでも四億四千萬海兩に達し、支那本土の

輸出入貿易は二十年に二倍の増加率を示したるに過ぎぬのに比すれば、滿蒙の文化的躍進は驚ろくべきものである。何に由て然るか、之れ三千七百哩の鐵道に負ふ所のものである。滿蒙の開発に依て、最も大なる利益を享くるものは支那であることは明かな事實であつて、支那は我が資本と技術と經營と治安とに由れる滿蒙の文化と平和の恩恵に浴する最大の受益者である。

東洋の安寧は滿蒙の平和より來る。國運を賭して支那を露國の滿蒙侵略政策より救つたものは日本である。外蒙は赤化され今やソヴェート聯邦の一邦として侵略され居る現状より觀て、將た又東支鐵道問題を中心として露國と國境に砲火の間に見え、忽ち鋒を收めて退きし支那の實狀より判斷して、何人が滿蒙に百年の平和を保障し得るであらうか、排日を國是として暴虐の限りを盡す中華の民よ、靜に思ひを茲に致せ。滿蒙に於ける鐵道は我が生命線である、同時に滿蒙に於ける日支兩國の平和の保障線である。余は再び言ふ、行き詰つた滿蒙問題は解決されねばならぬ、然も鐵道問題を中心として解決されねばならぬと。

CII

南北滿洲に於ける日露兩國の極東政策に對する、支那政府及び中華民族の對抗策は、兩國勢力の驅逐であり、權益の回收である。

曩に露國に革命起り、帝政亡びて勞農政權の確立さるるや、勞農政府は帝政時代に締結された條約及び國際協定は全部破棄さるべき旨を聲明した。この聲明こそは支那側をして東支鐵道回收の機會と口實とを與へた。加之革命直後、露國の治安完からず、秩序は廢れ、極東に於て特に甚だしく、或はバルチザンの騷起となり、過激派政權の樹立となり、僅かに帝政時代の殘存權力は所謂白系露人として最後まで東支鐵道を唯一の牙城として蟠居してゐたのである。然るに極東の過激派政府は東支鐵道を回收し、白系露人を殲滅せんとして、激しく抗爭した。この時に方つて、漁夫の利を占めたものは東三省の政權であつた。赤系過激派の策動は東支鐵道の經營を極端に困難に陥入れ、相闘ふ白赤兩系の勢力は、結局北方に於ける露國の勢力それ自體を失墜せしめた、偶々哈爾濱に暴動の起るに乘じ、一九一八年東三省政府は約三千の兵を動

かし、後混成旅團を同地に駐屯せしめ、東支鐵道に對し、鐵道守備露軍の解散、東支鐵道沿線の警察權を回收し、支那巡警をして之れに當らしむること、鐵道附屬地の行政權を支那に回收すること等を要求し、最後に武力斷壓を加へてその要求を貫徹し、一九二四年露支解決懸案大綱を締結し、露國は帝政時代の公約と條約と協定とは一切破棄し、新たなる相互平等の原則に基き、東支鐵道は純然たる商業的性質を有することを聲明し、該鐵道は露支兩國の協同經營となし、國家並に地方に屬すべき行政、司法、警察の諸權は、舉げて之を支那官憲に於て處辨することを約した。

更にその大綱に準據して奉露協定が成立した。然るに一九二九年に到り、支那政府は回收殘餘の權利及び未解決の諸權益をも非合法的の暴力により一氣に回收せんとした。隱忍に隱忍を重ねた露國も決する所あり、遂に國境に兵力を集中して、支那の武斷的解決に備へ、東三省の精銳を國境近くに粉碎した。その結果はハバロスクの和議調印となり、今猶露都に於て有耶無耶なる折衝は試みられつつあるのであるが、要するに支那は東支鐵道に關する限り、その守備

行政、司法、警察の諸權は完全に回收し、只僅かに東支鐵道の經營權に關して、露支勢力の抗爭を繼續し、一進一退、露支の勢力は東支鐵道を中心として北滿に渦を巻きつつあるに過ぎぬのである。

東支鐵道に對し諸權益の回收に成功せし中華の官民が、更に我が權益を南滿に回收し、更に滿鐵を回收し、進んで旅大の回收を夢想するは必然の趨勢といはねばならぬ。併し南滿に於ける我が權益の回收方策は北滿に於ける東支鐵道に對するとはその趣きを異にし、暴は暴なりと雖ども武斷的にあらず、知能的である。彼等と雖ども武力斷壓の不可能なることは知つて居るのである。彼等中華の民衆と政權とが如何なる方策に出で、如何なる意氣を以て、國權回收政策の遂行に盲進しつつかあるか、是れを高紀毅の葫蘆島築港の起工式の式辭に聽け。

「支那が大膽に世界に高言し得るは物資廣博なることである。葫蘆島に國際棧橋を造ることは支那が世界にその責務を果す所以である。東三省の鐵道網は支那では最も發達して居たが、惜しい哉三つの缺點がある。他省に比して密である、が中心がない、水陸の連絡なき尻切れ蜻

蛤である。隣接の外國鐵道は漸次孤立的局面を現出し、營業上の連絡を採ること困難である。之れが爲め東北省の各鐵道は他人の培養線にこそなれ、自線の發達を圖り、國民經濟を増進する程度に至らず、國家經濟から見て意味を爲さない。之れ交通事業等の危機であり、又國家經濟の事業としては無形の失敗である。この危機を脱し、この失敗を救ふものが葫蘆島築港である」と、葫蘆島築港計畫の趣旨を明にし、その築港完成の曉に於ける效果に就ては「各鐵道は中外の別なく之を中心點に吸引することが出来る、陸運を水陸聯絡に延長することが出来る。東北の各線路は國內のものも外國のものも、幹線も支線も、縦のものも横のものも、この經營に連絡せしむることが出来る」と述べ露國の浦潮、日本の大連に對する挑戰的態度を最も婉曲な詞を以て説明し、更にこの挑戰的計畫が國際的干涉を受けはしないかとの顧慮に對し、「外國が支那の事に干涉すること能はざるは、猶支那が外國のことに干涉すること能はざる如し」とて國際的絶對平等觀念を高調し、此の經營は政府の委託を受けて北寧鐵道が單獨にこれが經營に當つて居ること及び和蘭公司をその工事の請負となし、鐵道借款に牴觸せざることを説き

最後に將來の抱負に關して次の如く云うて居る。「吾人は本港が將來世界十大港や支那三港に算へられ、又大連や浦潮とその壯大を競ふ程に至るとは思はざるも、海陸の便を備へた、この小海港の出現は、東北省の交通に偉大なる進歩を與へ、北支那に新形勢を招來し、支那の社會上民衆上商業上に自疆の觀念を與ふるに到ると確信する。吾人は本港が人類の經濟的慾望の缺陷を立どころに補ひ、延いて世界文化を左右するに到るとは思はざるも、若し之を國際棧橋たらしむることに成功せば、この小海港の出現により國際貿易を平衡ならしめ、片寄り勝なる金融狀況に救濟の光明を與へ、全世界の視聽を、財富寶藏せる支那東北地方に集中せしむることとを得、人類の和平進歩を阻礙することにより惹き起さるべき第二の世界戰爭を未然に防止することが出来るものと確信する。吾人は本築港が天惠の自然造物を征服し、遺す所なく完全に利用し得ることは思はざるも、この小海港の出現は北支那の民衆に生計の道を與へ、全國の民生問題に好指針を示し、以て全國人をして消極的人生觀より積極的人生觀に改變せしめ、哲學上の新意義を發生せしむる甲斐ありと確信す」と結んで居るが、高紀毅のこの式辭は近來の大雄

辯であつて、東北政權現在の氣分、ヤングチャイナの意氣を遺憾なく言ひ表はした代表的のものであつて、茲に東北政權の滿蒙鐵道對策を見ることが出来るのである。

滿蒙に於ては支那は國際上、平等の位置に立ち、總ての不平等條約を更正せんとするに在つて、之れが爲めには自疆以てこれに當り、日本に對抗せんとするのが葫蘆島改築港計畫の意氣であるが、更に一切の機會に於て日本の滿蒙に於ける利權を奪取せんと焦慮し、盲動し、先づその重心を滿蒙に置き、その試金石を葫蘆島の築港に置いたのである。

〔三〕

南滿洲に於ける利權の回收は北滿洲に於ける權益の強奪と異なり、理不盡なる暴舉であるが巧妙なる知能犯である、甚だ理攻めの利權回收運動でもある。之れを(一)借款鐵道に就て觀るも悉皆理屈をつけ借款權者としての我が鐵道經營の干與權及び鐵道財政の監督權の剝奪、蹂躪を敢てする、即ち借款條項に基いて派遣されて居る滿鐵代表等の權利を侵犯し、滿蒙の開發の爲めに、延ては滿鐵の培養線として日支の共榮の爲めに、建設されたる借款鐵道は徒らに滿鐵の

競争線と化し、彼自らの經營すら困難に陥ち入り遂に(二)二億に垂んとする借款の利子及び滿鐵より供給せし石炭代及び機關車貨車の修繕料すら支拂ふことが出来ぬことになる、斯くして鐵道建設の資金及び此等の未拂金は、滿鐵と競争し滿鐵を挾撃の苦境に陥し入れるの武器となる。世に若し信義を無視することを得るとすればこれ程賢明にして、有利なる計畫はないのである。(三)更に重大なるは國際條約の背犯である、謂ふ所の平行線禁止條約を無視して敷設された打通線は、葫蘆島築港建設の目的を遂行する重大なる使命を有する線である。京奉線延長の條約を無視して敷設延長された、奉海線は滿鐵線を横斷して滿鐵の貨物を葫蘆島に収集せんとする滿鐵挾撃の重大使命を有する線である。

打通線は四洮線の一支出線鄭通線の終端驛である通遼から、京奉線の一驛打虎山に到る線であつて、南は京奉線を經由して葫蘆島に到り、北は洮昂線を經、齊克線に由りて東支鐵道を横斷し北滿の穀倉克山縣に到る連絡線となるのである。舊來齊々哈爾を中心とする北滿の貨物は、一は東支鐵道東部線に由つて浦潮に出て、一は東支鐵道南部線に由り長春を經由し、或は我借

款鐵道たる四洮線に由り、共に滿鐵を經由して大連に輸出されて居たのであるが、此等東支、南滿の係争地帯の貨物を、打通線に由つて葫蘆島に奪はんとするのが、滿鐵包圍の挾撃幹線畫策であつて、同時に東支鐵道にも打撃を與へんとする一石二鳥の政策である。故に打通線の建設は單に平行線禁止條約の違反たるのみではなく、我が借款鐵道を悪用し、我が借款計畫を裏切つて、痛切なる打撃を滿鐵に與ふるものであることは、明瞭な事實である。日清條約附屬議定書に「南滿洲鐵道の利益を保護する爲め、清國政府は同國が各鐵道を回收する以前に於ては、各鐵道の附近に於て、又は平行してその利益を損ふべき本線又は支線を建設することを禁ず」と盟約せる條約の違反たることは餘りに明瞭過ぎるほど明白である。

京奉線の不法延長に就ては、元來京奉鐵道の新民府奉天間の線路は、日露戰爭當時、我が軍の敷設に成つたのであつて、後これを支那に讓渡し、明治四十四年九月更にその京奉線は、滿鐵線を横斷して奉天城根に達せしむることを、我が政府に於て承認し、之れが延長に就ては、京奉鐵路延長に關る協約がある。その第一條に「日本政府は南滿洲鐵道株式會社をして京奉鐵

道延長線との交叉點に於ける南滿洲鐵道線路を築き上げ、橋梁を建設せしめ、京奉鐵道の延長線をして橋下を通過せしむ、各延長線は附屬第一號圖朱點線の通りにして、その城根に於ける停車場は小西邊門外の北方一英里以内の地點に設く」と規定されて居る。然るに現今に於ては京奉線は勝手放題に延長し、我が方と協定することなく勝手に支線を敷設し、停車場を移轉し我が滿鐵との連絡を紊り、奉海線は更に吉海線に連絡し、吉長線に由りて吉敦鐵道に連つて居る。將來の計畫としては更に吉海線の一驛敦化より東支鐵道東部線を横斷して、ハバロスクの對岸綏遠に達せしめ打通線の計畫と同じやうに、東支鐵道東部線の貨物及び舊來滿鐵に收集されし南滿鐵道東側の貨物を右の連絡線に吸収しつゝ該線路は滿鐵線を横切り、葫蘆島に連絡せしめんとするのが、滿鐵包圍鐵道計畫中の滿鐵挾撃二大幹線の一つである。此等の鐵道計畫の條約違反行爲なるは元より明瞭な事實であるが、同時に滿洲に於ける我が權益奪取政策の挑戰的基本計畫である。

滿鐵線の東西兩側に敷設されたる二大包圍線が、滿鐵に對し果して幾何の挾撃力を有するか

は、將來に於ける葫蘆島築港の規模の大小にも因ることであり、又その規模は挾撃力の大小に撃つて如何ようにも廣狹自由に畫策し得るのであるが、鐵道の輸送哩の長短は鐵道の競争力を決定する基本的尺度である。南北滿洲に於ける輸送貨物の大宗たる穀類の集散市場と日露支三國各々の經營に懸る港灣及び葫蘆島との鐵道の哩程を検討すれば、その大勢を明瞭にすることが出来る。齊々哈爾を中心として、浦潮、大連、葫蘆島三港に到る距離を比較すれば、大連は長春經由にて七六四哩、洮南經由にて七〇〇哩。浦潮は六六一哩、而して葫蘆島は最短距離の六一三哩である。哈爾濱を中心とすれば、大連は五八五哩、浦潮は四八五哩、葫蘆島は五二四哩であつて、葫蘆島は浦潮より六〇哩遠いが、大連よりは六〇哩近いのである。南滿の中心奉天を起點として之れを計れば、大連の二四六哩に對し、葫蘆島は一八六哩であつて、大連の四分の一即ち六〇哩短距離に在る。之れに依て是を觀れば、葫蘆島計畫は、少くとも大連港及び浦潮港に對し大なる脅威であり、將た又葫蘆島を吞吐港とする二大挾撃線は大なる恐威を南滿、東支兩滿道に與ふべきものなることは明らかである。就中滿鐵線に對しては、その經營如

何に依り、將來重大なる打撃を與へ得るものであることを認識しなければならぬ。

從來度々日支の間に重大なる問題とされた吉會鐵道の敷設、長大線の建設を支那政府が我が借款に依つて建設すべきを明約しながら、猶且つ之れを履行せざるは、明かに吉會鐵道借款豫備協約或は滿蒙四鐵道協約違反の不作爲犯であるが、この不履行、この不作爲の違犯を敢てする所以は即ち葫蘆島築港の滿鐵挾撃政策を把持するの故であることをも確認することが出来る。

最近に到りては鐵道の挾撃政策は銀の暴落により、銀建運賃に依りて貨物を輸送する支那鐵道は、金建運賃をその基本とする滿鐵に對して多大なる打撃を與へ得るは事實であるが、支那鐵道に、より大なる挾撃力を附與するものは、支那官憲の各種條約の蹂躪である。支那鐵道に搬入さるる貨物と滿鐵線に吸收さるる貨物とに對する地方課税の差別的取扱、或は大連安東等の輸入貨物に對する二重課税問題等の條約違犯は支那鐵道の滿鐵に對するタリフキャンペーンの拍車である。

〔四〕

以上を以て余は滿蒙に於ける鐵道問題を中心として、支那官憲及び中華の民衆運動が、如何なる理想を持ち、如何なる意氣を以て、その政策を遂行せんとしつゝあるかの大要を述べた。更に之れに對して我對策を結論しなければならぬ。

近時、我が國に於ても漸く滿蒙問題に留意し、支那の利權回收運動及び條約の蹂躪に對し、之を憤り是を憂るの聲、喧ましくなつてきたのであるが、叫ぶところは唯我が滿蒙に於ける「權益の擁護」といふ御題目のみである。如何にして之れを擁護せんとするのであるか、その具體的の方策に就ては之を詳にしない。條約の違反あれば抗議といふ、而して我が抗議に對して支那の應ぜざる幾十案件あるか知らない。何時も空鐵砲の打ち放しである。支那は國際上許すべからざる暴虐を敢てする、之れに對して我は將來の保障といふ、如何なる安心の出来る保障を得たのであるか、口の先で將來を保障すると盟約したからとて、嚴然たる條約をも敢て犯すを以て平然とし、寧ろ得意とする支那の今日の實情と事實と實際とより見て、口頭の禪問答

では安心の出来る相手でない。吾人は言ふ、條約の背反なれば嚴守さすべし、嚴守せざれば報復すべし、報償せしむべし、將來の背反に對しては事實の保障をなさしむべし、之れ國際上當然過ぎるほど正當なる要求である。

滿蒙に於ける權益の擁護は消極的の政策である、吾人は之れを以て満足し得るものではない、更始一新將に積極的の滿蒙對策を樹立すべき秋である。守るものは必ず破れ、攻むるものは必ず勝つ、積極的の滿蒙方策に就ては他日に譲り、少くとも最少限度の要求である鐵道問題に關する對策に就て述ぶることとする。

吾人は借款鐵道の借款條項の嚴守と、その義務の履行を彼に求むるはその一である。斯くして僅かに我が鐵道借款に依て有する既得權を守ることが出来る。就中借款條項に準據して、當然請求すべき借款資金に對する利息の支拂を要求すべし、未拂資金に對し支拂不可能なるものあれば、夫々その基本條項に基き正規の延期手續を履行さすべきである。若し之れを履行することになれば、無謀なる運賃競争は出来る道理がない。現今の支那鐵道の競争は、資本の返還

も償却も考へず、支拂ふべき利息を經費勘定にも建てず、收支は相償はざるも、寛大なる債權者より將來無償にて總ての權利を回收し得ることの豫想を對價として、競争を敢てするのである。故に借款鐵道の經營を正しき基礎に置き、正しき道理に基いて一切の關係を糺さば、無謀なる競争などは、絶對に爲すことの出來ぬ實情にあるのである。

國際條約の違反行爲を嚴禁し、國際協約の履行を求むることがその二である。之れ國際信義に則る正義の主張であり、當然過るほど當然な道理である。京奉線の不法なる延長は解決されなければならぬ、條約に違反するの故を以て、その線路の撤廢を要求することも出來ぬことではないが、一旦緩急ある時ならば兎に角、條理を立てた交渉としては、その延長を認め、延長の條件を日支共榮共存の大義に則して協定すべきである、南滿、京奉、奉海三鐵道の利害を克く検討して、條理ある協議を遂ぐべきである、又その途、決して無いわけではない。而して今日までの暴戻の報償と將來の暴戻封鎖の保障として、吉會線の敷設延長を履行さすべきである元來吉長線延長の協約は前後四回、日支の間に協定嚴存するのである、況んやその協約の保

證として、既に前渡金まで支那政府は受領済である、然るに今日猶之れが建設を履行せざる所以は、葫蘆島築港計畫と滿鐵挾撃政策の野望あるが爲である、これあるが故にこそ、この機會に於て當然なすべき義務を果たさしむべきである。然すれば吉會線の延長は、北鮮の清津、雄基或は羅津に出づる鐵道のルートとなり、宛然滿鐵東側挾撃線の横腹に懐劍を擬するの働きを爲すものである、されど吾人は殺人をなさんとして劍を擬するものではない、滿蒙の侵略的野望あるが故に、之を強要するものではない、支那自らをして正しき道を歩ましめんが爲に、必要とする活人劍であるのである。吉會線は滿蒙開發の爲めに最も必要なる鐵道にして、その最も大なる恩惠に浴するものは支那自らである。殺活の妙法は大乗の仁である、眞に正しきを以て之れに臨まば、日支の關係は正しき歩武を進めることが出來るのである。

打通線に對しても、京奉線延長問題と同時に解決せざるべからず、吾人は敢て打通線の撤廢を要求するほど、ドラスチックな要求をなさんとするものではない、打通線の存在も之れを容認すべし、葫蘆島計畫にも賛意を表すべし、されど我が既得の權益侵反は嚴然として排するも

のである、故に打通線の存在は長大線の借款建設履行を條件として、之を容認すべきである。元來長大線の建設は滿蒙五鐵道協約及び同四鐵道協約にて、反覆協定されたるのみならず、山本前滿鐵總裁と大總統としての故張作霖との間にも、細目の協定まで成立したものであつて、之れが要求は當然のことである、ただ之の機會に於て、錯綜せし鐵道問題解決の爲め、最も適切なる條件なるが故に、茲に要求をなすのに過ぎない。

以上の問題を解決するも猶支那に誠意なく、背信行爲は如何やうにもなし得るのである。無謀の競争も不可能ではないのである、鐵道關係以外の條約を蹂躪すれば、鐵道それ自體に對しても如何なる暴戻も敢て爲すことが出来る。故に一步を進め更に條約嚴守の保障として借款條項の履行を將來に確實ならしめ、日支兩國鐵道の正しき經營と、その使命を謬らざらんが爲め、兩國鐵道の共同利益の爲め、延いて滿蒙の開發を促進し、滿蒙文化の建設の爲めに、借款鐵道の元利不償還期間中、此等の鐵道の委任管理を斷行することを提唱するものである。元來借款鐵道は現在及び將來に亘つて鐵道に屬する動産及び不動産並に鐵道の收入一切は借款權の

擔保とされて居る、然るに各借款鐵道に於ける借款條項の惡意の不履行と謬まれる鐵道政策とに禍されつつ、このまま押し進まば、借款元利の償還は永遠に絶望なる實情にあるを以て、此の機會に於て借款擔保權の行使は當然なる合法的の要求である。吉長鐵道は略委任管理の形式に依つて運輸され經理され、その業績また借款鐵道中最も顯著である、然るに吉敦、洮昂並に四洮鐵道に至りては然らず、この儘に放任せば何人が借款の確實を、何によりて保障し得るであらうか、故に既設借款鐵道は勿論、前顯新要求の長大、吉會兩鐵道及び條約上にも將た又經營上にも複雑なる關係を有する打通、奉海・吉海三鐵道をも一括して、債權者たる滿鐵に鐵道の指揮、經理並に營業の委託をなさしむべきである。斯くすることに依つて、鐵道の業績は舉がり、各鐵道の運行は正しきを得、正しき發達を遂げ、借款元利償還の途も完きを得るといふべきである、若し支那にして不安ありとせば、受託者たる滿鐵は一定の委任管理期間を劃して、一定の利益保證をなすも可なりと信するのである。

若し是等當然に要求すべきものは要求し、報償すべきは報償させ、根本の解決を敢てせずし

て、單に日支兩鐵道の協調を交渉せんとするが如きことありとせば、反て禍根を將來に深くする彌縫策であるから、斷然排斥しなければならぬ。

列舉したる所のものは當然な要求であり、正しき主張であり、根本の解決策である、而してこれ等の解決策なるものは、滿蒙に於ける日支兩國の立場を重んじ、利益を稽へ、兩國の鐵道關係を正しき關係に置き、鐵道問題を正しき條理の軌道に乗せて、運轉し、經理し、以て鐵道をして滿蒙開發の使命を完うせしめんとする以外何物もない、滿蒙に於ける鐵道問題を條理を以て解決し、鐵道の經營を合理化せんとするに外ならぬのである、斯して滿蒙の和平は維持され、文化は建設されるのである。かかる當然にして合法的なる我が最少限度の要求すら、猶且つ支那の暴戻は之を斥けんとするならば、我が政府も亦、我が國民も重大なる決意を以て斷ずるを要するのである、これ我が國家の要望であり、民族の信念であると確信する。

(六、九、一四)

五、滿蒙の過去現在及び將來

—麻布・本郷兩聯隊區將校團總會にて—

滿蒙問題を大掴みに捉へて其の全體に就ての概念を申上げて見やうと思ふのでありまして、題して「滿蒙の過去、現在及び將來」と致したのでありますが、先づ其中で過去の滿蒙のことから話を進めて行きたいと存じます。

1 過去の滿蒙

過去の滿蒙——と申しますのも、主として其の觀方を國際關係の上から見ての御話、言換れば滿蒙に於ける列國の權益消長の跡をお話して見やうと思ふのであります。

過去の滿蒙をお話し致しますのに、大體之を三段に分けて見ることが都合好からうかと存じます。古い時代は姑く措きまして、(一)先づ日清戰爭から端を發して日露戰爭に至る間、此間は申さば我國の權益の所謂芽生の時代、即ち萌芽時代であります。と同時に、其の反面には露國

の國權の最も強く滿蒙に伸びた時代であります。(二)其次の時代は日露戦争後歐羅巴大戰に至るの時代、此間が我國の權益が最も強く又最も輝しく、滿蒙に伸展した時代であります。(三)其次の大戦後今日に至る迄の間は、之を我國から申せば、折角伸びた權益の最も侵害された所謂權益侵害の時代であります。反面に於きまして、支那は最も多く自分の國權を回収した時代であると言ひ得るのであります。斯の如き特長を有つて居りまするが故に、以上の三段に分けて大體の御話を致して見やうと思ふのであります。

申す迄もなく、日清戦争は朝鮮の問題に端を發した支那と日本の間に生じた鬭争でありました。それが我が皇軍の力に依て終末を告げた、其事に就ては茲で申上げる必要もございませぬが、唯、恰度 明治大帝が廣島の大本營から、將に帝都に御還御にならんとする其際に、彼の馬關條約に依て決定した事項即ち日清の役に依つて清算されたる事柄は、突如として破壊せざるを得なくなつたこれに謂ふ所の彼の三國干渉であります。戦勝に誇り誇つてゐた我が國民は非常な驚きと、非常な憤慨とを以て、此の三國の干渉に遭はざるを得なかつたのであります。

遂に折角馬關條約に依て得た所の彼の遼東半島は之を支那に返すこととなりまして、所謂、遼東半島還附の御詔勅が煥發されたのであります。其の當時の 明治大帝の御製に「とるきをの心なくもこきよせむあしまのおふねさはりありとも」といふのがありますが、一葦の水を隔てた滿蒙に對し、事成らなかつた日本として、明治大帝の御志が奈邊にあるかを拜察することが出来たる御製と存するのであります。斯の如き情勢に於て、兎に角一旦滿蒙に伸びんとした我が權益は、遼東半島の還附に依て僅かに朝鮮の地に止めらるるの外なく、滿蒙に進出する途は全く閉されたのであります。併ながら、是は何と言つても他日伸びるの萌芽であることには間違はありませぬ。

斯かる時代にあつて、露國は如何なる立場に於て滿蒙に臨んで來たかと申しますと、彼の明治二十九年の馬關條約が締結せられました直後、李鴻章は其の翌年に露國皇帝の戴冠式に出掛けて行つたのであります。當時露國の外相は有名なロバノフであります。之に對して李鴻章は——尤もこれは李鴻章に限らず、支那全體昔から今日迄變らざる國是であります。外交上の

政策としては、所謂「夷狄を制するに夷狄を以てする」といふ、今日の聯盟等に於ても同じ遣方であり、當時の李鴻章の畫いたことも、此の支那傳統の外交方針を踏むことを忘れなかつた。

そこで李鴻章とロバノフの間に協約されたものが、彼の有名な李鴻章、ロバノフ條約であります。是は後になつてからハッキリしたことで、殊に一九二一、二年頃華盛頓會議の時に於て最も明瞭となつたのでありますが、之を極く端的に言へば、支那と露西亞の滿蒙に對する攻守同盟であります。其の第一條には、どういふことが決めてあるかと申しますと、「極東アジアに於ては其の領土の、露西亞の領土たるを、將又、支那の領土たるを問はず、日本の此の地方に對する侵略行爲に對しては、兩國は軍事同盟に依り之を守ること」といふので、斯の如く、日本の侵略があつた場合には、直ちに此の條約が適用されるものであるといふことを眞向に決めて居る、明瞭なる軍事同盟であります。而して尙ほ、單に軍事上の協力援助をなすばかりではなく、所謂糧食糧秣、其他凡ての扶助をもなして、此の侵害を協力して防ぐといふのが其の主な骨子であります。

更に尙ほ、此の條約は餘り長くない條約でありますが、其中の第三項に「日本の侵略を最も受け易き浦鹽に對して、露西亞は其の防護上、吉林省及び黑龍江省を横切つて浦鹽に出づる鐵道の敷設をなすことを支那は認めること」といふ條項があります。

大體、斯様にして此の所謂李鴻章、ロバノフ條約が日清戰爭終結の翌年秘密裡に締結せられたのであります、之が元になつて、世上傳ふる所の所謂カシニイ條約、或は東清鐵道建設に關する計畫が生れ出るに至つたのであります。で斯様にして、只今申上げました李鴻章、ロバノフ條約に基く東清鐵道の建設計畫が進められたのであります。當時、露西亞の最初の考へでは、此の鐵道を今日のザバイカル線に依て計畫して居つた。ところが、此のザバイカル線は建設費が非常に高いといふばかりでなく、不毛の地、又は未開の地を通る爲に鐵道としての收支は到底相償ふことが出來ない、今日に於ても尙ほザバイカル鐵道の收支は償つて居りませぬが、當時に於ては尙更のことであつて、相當長い餘計な線路を敷設しなければならぬ、そこで之を所謂「ショートカット」にして、滿洲里から哈爾濱を連ねて浦潮に出る最も短い東清鐵

道を計畫するに至つたのであります。

兎に角、一刻も早く浦潮と露西亞本國とを結び付ける事は、露國多年の願望であつたが、其の願望が此の東清鐵道條約の締結に依て達成される事になつたわけであります。其後、更に引續いて、今日哈爾濱方面から旅順港に通じて居る。あの所謂東清鐵道南部線の敷設權、其他旅順の要塞、大連の租借權の獲得を畫策したのであります。而して完全に是等の計畫は成功されました、我國は日清戰爭に於て、御承知の通り幾多の將卒を失ひ、幾多の國帑を費して、而も條約上確に獲得した遼東半島をすら返したにも拘らず、三國干涉の巨魁としての露國は、一兵をも傷けずして唯今申上げましたやうな外交上の手腕により、全く滿蒙の土地を所謂コサツク騎兵の馬蹄の下に蹂躪し、北より南にドン／＼進出して來たのであります。其の當時、外國の雜誌等に於て三國干涉を批評したものの、中に、「支那は露西亞に對し金額を記入せざる手形を交付した」といふ言葉がよく使はれたのであります、其の金額を記入せざる手形の決済が即ち遼東半島のみならず、滿蒙全體に及ぶ露國の侵略といふ形に於て決済されたことになるのであります。

ます。其の當時の情勢は、今日の日本の滿蒙に對する政策等とは、餘程趣きを異にして、露西亞は、非常な武斷的の勢力を以て滿蒙に臨んで居つたのであります。

斯様にして、今日、日本の有して居る駐兵權の如きも、其の因て來る所は遠く此の東清鐵道條約に端を發して居るのであります、或は鐵道附屬地の問題であるとか、其他色々な附帶條項は、之を皆露西亞が當時の數次の條約に依て其の權利として獲得したものであります。さうして遂には、殆んど滿洲に於ける支那の地方官吏は露西亞大官の監督を受け、或は其の意に従はざるものは彼等の思ふが儘に任免黜陟されたといふ程であつて、一方に於ては盛んに要塞の築造を急ぎ、兵營を増築して兵をドシ／＼南下させて來たのであります。

斯の如くして、殆んど滿洲各地を席捲し盡した露國は、遂に其後二年ばかりにして支那との間に一つの條約を締結するに至つた。それが所謂、滿洲還附に關する露支協定でありまして、それを以て見ても、當時露國の勢力が、如何に力強く滿蒙に伸び來つたかといふことが窺ひ知れると思ひます。

尙ほ、それ等の條約に依て或る程度迄、其の行政權を支那に返すと共に、更に一方に於て、鐵道の敷設、及び旅順要塞の築造、大連の築港等其他軍事的の行動に力を注ぐに至つたのであります。就中、鐵道政策には最も力を注ぎ、殊に今日の吉會線の如きも其の敷設權を當時獲得したものであります。

之が日清戰爭後、露國の滿洲に進出し來つた情勢でありまして、其の露國南下の勢ひは實に滿蒙のみに止まらずして、遂には朝鮮に迄及び、端なくも日清戰爭に依て得た朝鮮の獨立をすら危くし、僅かに海を隔て、遂には、日本の獨立をも脅威するに至りまして、其の結果こゝに勃發を見たのが彼の日露の大戰爭であります。

さうして其の日露戰爭の終末が、彼の所謂ポーツマスの條約に於て、只僅かに先程申上げたやうな露國の滿蒙に有して居りました權益中から、長春以南の鐵道及び其の鐵道に附帶した權利、或は旅順、大連の租借權等の繼承——それすら却々の問題であつたやうであります。それと樺太、其他に僅かばかりの權益を得たといふ程度に止まるのであります。

而も、是等の權益は露西亞のものとは云ひながら、元來が支那の領土内にある權益であるが故に、支那側の承認を受ける必要上、當時の日本の全權である小村侯はポーツマス條約が極ると直ちに北京に迄出掛けて行かれたのである、斯して締結された條約が滿洲に關する日清善後條約と稱するそれでありませう。之に依て、日本は從來露西亞の獲得して居つた權益の一部を繼承するといふことの外に、例へば、露西亞が軍用鐵道として設けた今日の安奉線鐵道を廣軌に改築するといふやうな條約、或は駐兵權にしても、東鐵清道條約に基いて決められたそれよりももつと兵數等をハッキリして、所謂今日の駐兵權問題を當時既に解決されたが如き、或は又所謂併行線禁止に關する規定の如きものも、當時露清條約の中に決められて居る以上に、それが日本に關する限り、即ち、滿鐵に關する限りは、更にハッキリした約束を、此の滿洲善後條約にて爲したといふやうな點はありますが、大體に於て、露國が獲得して居りました滿蒙に於ける權益中、僅かばかりのお裾分を受けるに至つたに過ぎないのが日露戰爭に依て得たポーツマス條約の結果であります。

此の結果を見ます時に、先程申上げた李鴻章、ロバノフ條約が當時に於てハッキリして居りましたならば、恐らくポーツマス條約は、全然變つた形に於て締結されたに相違ない。といふのは、當時日本が露西亞と戦つたと思ひ込んで居るが、それが實は露西亞と支那の聯合軍と戦つたのであつて、其事は今日、李鴻章、ロバノフ條約が明確に之を證明して居るのであります。

此の李鴻章、ロバノフ條約の内容は、彼の華盛頓會議の際の議事録にハッキリと明記されて居る所で、而も尙ほ詳細な條項は、後日支那が提出することを約束して、遂に提出はしませんでした。兎に角私の今申したやうな條項はハッキリと記載されて居るのである、隨て是等の事情を以てしますれば、日露戦争は單なる日露戦争に非ずして實は日本對露支聯合軍の戦ひであつたことが明瞭になるのであります。

で、若し其の立場に於て日露戦争の解決を遂げたならば、滿蒙の地圖の色は或は變つてゐて當然であつたかと思ふ、少なくともポーツマスの條約は全然趣きを異にして然るべきであつたと思ひます。けれども、日本が支那に向つて求めた所のものは、寧ろ第三國として日露戦争の

餘計な飛ばツ塵を受けて如何にも氣の毒なことである、といつたやうな立場に於て滿洲に關する日清善後條約が協定されて居るのであつて、之が露西亞の同盟國としての支那と問題を解決するのなれば斯の如き状態では斷じてあり得なかつたのであります。是は過去の事柄ではありまするが、吾々は今日尙ほ忘るゝことの出来ない一つの事實であると考へるのであります。

併し乍ら、斯の如き情勢に於きまして兎も角、僅かのものであるとは言ひながら、是等の權益を土臺にして日本の滿蒙に於ける權益は、非常な發展を歐洲大戰に至る迄遂げ來つたのであります。

而して此間、滿蒙を中心とした世界の外交上の情勢は如何なる形に動いて居つたかを考察して見ますと、御承知の通り日露戦争の二年前には日英の間に所謂日英同盟なるものが締結されて居ります。是は一體何を決めてあるのかといふと、日本は英吉利の印度方面に對する現状維持、或は治安維持に對して英吉利と充分なる協調を保つことを約束する代りに、英吉利は支那及び朝鮮に對する日本の特殊權益、或は特殊地位を第三國が侵害せんとする場合には相提携し

て擁護するといふ、親善の誼であると申すよりも所謂同盟條約であります。

是は、印度に於ける英國の地位と朝鮮及び滿蒙に於ける日本の特殊權益とを軍事同盟を以て互に擁護することを約束したものであつて、言はば滿蒙問題を中心とした世界外交上の大きな出來事であつたのであります。で、「ウキースト・ミニスター・ガゼット」が當時の日英同盟を批評して「日英同盟は他日必ず日露戦争をなさしめる原因をなすものである」といふ評論を書いたことがあります。日露戦争の當時英吉利が如何なる立場にあつて、日本が此の日英同盟に依てどの位の利益を得たかは、今更私が茲で申す迄もないことではありますが、兎に角、此の日英同盟なるものは日露の開戦に對して最も重大なる役割を務めたことは確な事實であります。殊にそれが過去三回も締結更新されまして、殆んど二十年にも近い間日英の誼は續いたのであります。之が滿蒙に對しては非常な大きな影響を與へたと私は考へるのであります。それのみならず、日露戦争が終つて二年程経つた後には彼の所謂日露の協商が行はれて居る、是は何を約束して居るかと申せば、第一に滿蒙、朝鮮方面に於ける日本及び露西亞の特殊の權益

を兩國が互に承認し、若し此の特殊の地位、或は特殊の權益を、第三國が侵害せんとする場合には日露の兩國は最も親善なる關係に於て適當の處置を執るといふ、之が最初の決め方でありますが、是も三度更正されまして第三回の日露協商に至つては一つの秘密軍事同盟條約と迄なつたのであります。

其位日露の關係が親善の度を加へて來たのであります。尙ほ之に加へて、此の日露の協商が成立すると同時に、一方佛蘭西との間にも協商が成立つたのであります。其の所謂日佛協商なるものは、佛蘭西は佛領印度支那に對する地位の現状維持を念願とし、同時に、日本の朝鮮及び支那に於ける特殊の地位を承認した上、此の權益の擁護或は現状維持に對しては兩國が充分なる協調を遂げ、協力して之が防護、擁護に當る旨を約束したものであります。是等の日英同盟にしても、日露同盟にしても、日佛協商にしましても事は皆滿蒙、支那に於ける、日本から申せば凡て日本の特殊權益を中心として行はれた外交史上の出來事であります。こゝに想を廻らせば、當時の日本の外交當局の立場は、凡ての外交上の問題は、滿蒙に其の基調を置き、而

も日本は宛然滿蒙支那に於けるといふよりは、極東の覇者の立場に立つて、或は日英同盟を、或は日露、日佛の親善協商をなすといふが如く、洵に外交史上から申しましても華々しく輝ききものであり、又我々の先輩の執られた此の先を見究めた國家の經綸としては推服に堪えないものがあるのであります。

斯かる情勢に於きまして、日本の權益は、一步滿蒙の地に踏み出すと共に、非常なる勢を以て充分なる掩護の下に彼地に伸びつつあつたのであります。こゝに、遂に列國の羨望、嫉視を招くことも亦蓋し當然でありまして、果せる哉、日露戦争の直後滿蒙に關して色々喧しい問題が起つて來たのであります。

例へばポーツマス條約が締結されて、小村侯一行が未だ横濱に到着されぬ前に持上つた、あの有名なるハリマンの所謂滿鐵買収計畫の如き——それはどういふことであつたかと申しますと、「大體露西亞が支那から權利を得て東清鐵道なるものを建設した、それを今度日本が日露戦争に依て一部を獲得したのであるが、併し日本が滿洲に於て此の鐵道の經營をやつて居つた

ならば將來必ず日露の間に葛藤は斷へないであらう、延いては東洋の平和を確保することは甚だ困難なるものがある、故に寧ろ第三國である亞米利加系統の資本、即ちハリマン自身に此の鐵道の經營を委ねることが日本の爲であるのみならず、又東洋平和の爲にも洵に喜ばしいと思ふから此點を何とか考慮して貰ひたい、さうしてハリマンの手で更に此の鐵道を擴張せんが爲に一つのシンヂケートを作り、其金は全部ハリマン財閥から提供することゝして、日本は露國から得た鐵道を評價して、その投資とすることにし、將來ハリマンと日本とが共同投資の權利を以て此の滿鐵線を經營しよう」といふ、尙ほ「鐵道に附帶した鑛山等の問題に對しては他日更に別個の協商を遂げる」といふのが大體ハリマンの提案であつたのであります。それは小村侯一行が未だ日本に、歸られない前に既に當時の桂内閣と假調印をしまして、ハリマンは其の假調印されたものを持つて横濱を立つた後に小村侯が亞米利加から歸られた、さうして之を聞いて非常な反對をされたのであります。其間の事情は日本の外務省にも書類はないといふことであります、其後ケンネツケンといふ男が書いた「ハリマン傳」を見ると此間の消息が最も

明瞭に傳へられて居ります。それに依ると、日本の當時の爲政者はハリマンの此の滿鐵買收計畫を非常な名案なりとして賛成されたといふことである。ところが小村侯が歸つて來られて非常に反對された。どういふ理由から反對されたのであるかといふと、其の第一の理由は、「日露戦争があれ程の大きな犠牲を拂つて而も露國から得たものは極めて僅かの權益しかないのである、更に其の僅かなる權利の中の最も大なるものは、今日の所謂滿鐵線である、若し此の鐵道及び之に附帶した權利を全部外國に讓渡すといふやうなことがあつたならば、國民の憤激は彌が上にも増大するであらう。又將來の滿蒙に對する日本の素地は之に依て根柢から其の基礎を覆されることになつて、國策上から言つても以ての外のことである」といふ之が小村侯の反對された大體の骨子であつて、尙ほ之に附けたり理由としては、「此の露西亞から得た權利といふものは其の性質上更に支那の承認を得なければならぬものであつて、支那との談判の結果がどうなるかも分らぬ内に、勝手に之を第三國と色々相談をしたりするのは理屈上も正しくない」といふやうなこともあつたやうであります。けれども是は要するに附け足りの理由で、大

體に於て前段申上げた理由に於て強硬に反對されたのであります。其内、御承知の燒打騒動や何かあつて桂内閣は西園寺内閣に變りましたので、西園寺内閣になつた時、小村侯の意見が採用されて、其の當時の西園寺内閣の名に於てハリマンに斷り狀を出した。それは「一端約束したものの、あの鐵道は未だ支那とも色々相談をしなければ決まらぬ權益である。それを今から貴下方と彼是約束することは少し穩當を缺いて居るやうに思ふ。故に是は今暫く籍すに時を以てして貰ひたい。同時に色々買收計畫等に就て相談はしたが、是も更に研究を要する次第もあるから、あの假契約は全然ないものと考へて戴きたい。」といふ意味の回答で、此の回答を發すると共に、一先づ此の問題の梟が附いたわけであります。ところで大體當時の買收計畫といふものが、滿洲鐵道だけが一億ダラー、と言はれて居つたやうでありまして、それで其後滿鐵の資本を二億圓として政府の出資一億圓であります。——其の一億圓の明細書は滿鐵に交附されなかつたので、資産表を作る時にそれを勝手に評價したものを作つたのであるが——其の一億圓の元の出たのは、此のハリマンの買收計畫の一億ダラーの半分なら間違なからうといふ

滿洲鐵道の中立問題であります。

で、之に成功しなかつた亞米利加は更に根強い計畫を樹て、亞米利加の資本團體が支那に對して貨幣改革、及び産業開發に關する借款なるものを提案したのであります。それは約一千万パウンド程の金額であつて、全部亞米利加の資本を以て、先づ滿蒙に於ける貨幣の改革、
——今日も喧しく言はれてゐる滿蒙の貨幣改革問題であります、もう二十年も前に亞米利加はそんなことを考へて借款計畫を樹てゝゐる——次で産業開發の根本資本として資金を出し、更に必要に應じて資金の融通を續けて行く、而して其金の擔保としては滿蒙に於ける課税の擔保、例へば煙草の税であるとか酒の税、其他色々な消費國税を擔保として是等の資金を出すことを約束した、之が亞米利加の滿蒙に對する所謂滿蒙對策の眞意の奈邊にあるかを窺ふことの出来る一つの借款關係であります。

かういふやうな事をして迄、亞米利加は度々此の方面に進出を企てたけれどもどうも思ふやうにいかない、で是だけでは矢張り駄目らしい、前の鐵道中立案と同じやうに、滿蒙に對して、

寧ろ支那全體に對して色々な投資をする場合には、自分だけでやつたのでは面白くないからこれは一つ列國共同に全體でやらうといふ、所謂門戶開放機會均等であつた、或る一國のみの獨占權を否定してやらうといふ所から提案して來たのが所謂舊四國借款團計畫であります。四國とは、亞米利加と英吉利と佛蘭西と獨逸であります。此の四ヶ國で支那に對する投資團體を作り、一切の企業は此の四國借款團に依て獨占的に優先的に仕事をして行かうといふ、之が門戶開放であり機會均等であるかは聊か疑問であります、兎に角斯様な四國借款團なるものを計畫して、更に亞米利加は自分の有つてゐる所の先程の産業開發の借款計畫等は全部無條件で四國借款團に提供するといふことを提案し、之を以て英佛獨の三國を勧誘したのであります。ところが、話が殆んど纏りかけた頃に聞きつけたのが露西亞と日本であります。

日本も、又露西亞も勿論「以ての外の事である滿蒙に關する限り日本と露國との特殊權益は嚴然として存してゐる、然るにも拘はらず日本と露國を除外して、四ヶ國間に借款計畫をなすといふが如きは明かに重大なる權益の侵害である、甚だ怪しからぬ」と云つて露西亞から先づ

亞米利加に向つて嚴重なる抗議を申込み、日本も亦尻馬に乗つて共に抗議をした。其處で流石に堪らなくて、舊四國借款團は「それならば日露を加へて六ヶ國の借款團にしませう」といつて六ヶ國借款團に形を變へたのであります。そうして其後袁世凱の時になりました、愈々支那に對して實際に投資を必要とするやうな時機が到來して來つた、それは當時袁世凱から、自分が政府を始末して行く爲めには此の借款團から金を借りることが最も早道であるといふので、二億圓位の借款を申込んで來た、それで亞米利加の資本團は「これは宜い鹽梅である」といふわけで、早速之に應じやうとして六國借款團を利用しやうと考へた、ところが當時の大統領であつたウイルソンは——一體此の六國借款團はタフト時代に作られたもので、其の財閥系統の如きもウイルソンの系統とは全く反對であつた——此の六國借款團の支那に對する投資に眞向から反對した、勿論亞米利加の國策が多少前の大統領の時代と異つたといふことも其の一因ではあります、兎に角キツバリと斷つた、そこで亞米利加は今迄四ヶ國を唆かして或は六ヶ國を纏めて、借款契約をなさうとし、又それだけの協議も重ねて居りましたが、其の亞米利加が

先づ「自分の國の政府がどうも今度の投資を喜ばないし反對であるから、自分達は此の借款團から脱退する」と云つて第一番に六國借款團を後にして引退つた、既に主唱者であつた亞米利加が脱退した以上、六國借款團は殆んど支離滅裂の形になつて、遂に其儘に棄てられて終つたのであります。

斯様な情勢に於きまして、滿蒙に對する米國の政策は、幾度か茲に色を變へ形を變えて現れて參りましたが、殆んど徹頭徹尾失敗に終りました。而して此間に於て、日本は、一方に日英同盟、日露協商或は日佛協商等を有ち、寧ろ亞米利加を滿蒙に關する限りに於ては孤立の立場に置き、而して日本は滿蒙に於る國權の伸張を計つたことは、之を今日邊りの外交に較べて見て外交史上最も誇るべき實に華々しき外交上の活躍であつたと當時を追想するのであります。

斯くの如くしてこれより歐羅巴の大戦に近付くのであります、此の時代に於ける日本の權益發展の状態に就いて、次に其の概略を申上げて見たいと思ひます。

で只今申す如く、外交上に於ては非常な有爲な賢明な立場にあつた日本は、此間こそは非常

な權益の發展時代でありまして、初めのポーツマス條約に依つて得た權益は極めて僅かなものではあつたが、それが其後鐵道にしても色々なものが伸びて來たのであります。其の一、二を申せば先づ日露戰爭後最も近く起つた問題では新奉及び吉長鐵道に關する條約であります。即ち、奉天から新民府に行く所謂新奉鐵道は、元軍事鐵道であつたものが當時廣軌に直つて日本ものとなつて居つたのであります。北京から奉天に行く北寧鐵道が、此の新民府で斷ち切られて居ては支那の思ふ通りにならないといふので、何とかして譲つて貰ひ度いといふ交渉があり、之れを大體二百萬圓ばかりの借款で支那側に譲り渡したのであります。今から考へれば惜しい鐵道ではありますが、兎に角之れを支那に譲り渡して終つた。併し、其の引換として吉長線の鐵道借款計畫か生れて來たのであつて、吉長線の借款及び其の延長である吉會線の延長借款計畫は其時に端を發して居るのであります。

其後引續いて起つたのは例の間島、此間中問題になつて居りました朝鮮國境方面の間島に關する條約であります。事の起りは間島の領域問題で、朝鮮併合後、日本は由來之れは朝鮮の領

域であると主張し、支那は又「そうでない、是は全部支那の領域である」と云つて容易に譲らない、といふのが彼處は支那人よりも朝鮮人の方が多く住んで居るといふ處で、從來から其の領域の如何が問題になつて居つたのであります。明治四十二年、遂に日本は此の間島が支那の領域である事を承認した。其代りに此の地域に於ける朝鮮人の土地の所有權、居住及び營業の權利等を支那政府に承認さして此の問題の片を付けたのであります。併しながら是等の權利は殆んど實際には利用されずに今日に至つたのであります。其の協約の中の一項として、前申上げた吉會線の如きも更に今一度援用してハッキリと日本の借款權を再び確約さして居る、兎に角、間島方面には思ふ程の發展は出來なかつたが、權利としては此の條約に依つて種々なる權利を得て居るのであります。其後の主なる問題としては、滿蒙に於ける五つの案件を解決して居ること、所謂滿蒙の五案件に關する條約があります。

其の一つは所謂城根線問題であります。それは北京方面から奉天に行く線が途中新民府で打切られては奉天城に達することが出來ない、それで先程新民府から奉天迄の線は之れを日本が

借款で支那に譲つたと申上げましたが、それでも尙ほ滿鐵線が中にあるので完全に奉天城内と連絡を取ることが出来ない、そこで所謂城根線と稱して此の鐵道をもう少し先に伸したいと云ふ要求が支那に起つた。併し、それには當然滿鐵線と「クロス」の問題があるので、日本は頑強に之れを退けたその問題を言ふのでありまして、當時世界の情勢は日本の横暴を叫んだりして相當喧しかつたのでありますが、結局、滿鐵は支那側に横斷線を認めて——先年の張作霖の爆死事件は此の「クロス」線の下に起つた問題である——一先づ此の「クロス」問題の片を付けた。尤も之れにはハッキリと色々な條約が附帶されて居ります。近頃權益侵害等の問題に就いて所謂鐵道問題を論ぜられる場合に、此の奉天から海龍方面に行つて居る所謂瀋海線に對して色々な議論がありますが、少なくとも其の條約上の根據は此の城根線問題に求めなければならぬのであります。

それは兎も角、斯様にして解決したのが其の第一案件でありまして、其の交換條件として當時日本が獲得したのが撫順、煙臺炭坑の採掘權であります。是は露西亞時代に既に採掘して居

つたのでありますが、此の採掘權を日本が譲り受けるといふ段に、支那は之を露西亞時代の坑區の領域に限ると主張し、日本は苟も撫順、煙臺に關する限り石炭のある全部が採掘權の範圍であるといふので、其の差が餘りに大きくてどうしても纏らなかつた。それが所謂此の城根線問題の交換條件として、今日尙ほ九億噸ばかりを埋藏して居ると云はれるあの坑區が此時にハッキリ確立した。

故に、撫順、煙臺の採掘權は、他の滿蒙に於ける期限付の鐵道の權利等とは、全く別個の存在をなすものであつて、鐵道には九十九ヶ年等の期限があつても撫順、煙臺の採掘權といふものは無期限である。即ち採掘すべき石炭の残つて居る間は何時迄も、此處に日本の採掘權が存在して居ると考へて差支ないのであります。其れが解決された第二の條件、第三の問題は先程も一寸觸れましたが安奉線の問題であります。是は日露戰爭當時輕便線であり、其の後も引續き輕便線でやつて來ましたが其の内、此の鐵道の改築問題と云ふものが持上つて來た。然し乍ら支那は之を廣軌に改築する事をどうしても肯じない、問題は支那側は唯具合の悪い處だけ直

せば宜い所謂「修築」なりと云ひ、之に對して日本は「改築」だと言ふ、其は大變な相違だと言ふので、どうしても決らなかつた。其で列國間に今日と同じ様に相當喧しい輿論の的となつたのでありますが、其を當時五案件の一つとして廣軌に改築することに認めさせた。其れに依つて今日の安奉線が存在して居る譯であります。それからもう一つは、僅かな線ではあるが蓋平方面から營口に行く鐵道、今日では大石橋から出て居る鐵道であります、此の營口に行く支線は、當時は未だ建設されて居なかつたのを、矢張此の五案件の一つとして之が建設を承認したのであります。

其れともう一つは、所謂法庫門鐵道問題と稱せられて居るもので、京奉線の或る地點から鐵嶺の少し先きに在る法庫門に出る線、其の鐵道の敷設權を英吉利が支那から得たと言ふ風評が當時非常に高かつた。恐らく豫備協約位は既に纏つて居たのであらうと思ひます。其の時日本は、是は又非常に大膽な聲明書を發表して居る。「日本は滿鐵線に關する限り併行線禁止に關する條約を支那と締結して居る。然るに、噂に聞く法庫門鐵道は明瞭なる併行線である。故

に此の事情を知つて居る英吉利が其の權利を獲得するような事もなからうと思ふし、また支那も斯る不都合はなすべきものとは信ぜないが、風評が喧しいから日本の權益の存する所を更にハッキリと此際聲明して置く」と云ふ聲明を發し、其れに依つて新聞の噂がピシヤツと收まつたことがある。併し猶ほ氣になつたと見えまして、此の法庫門の鐵道は、若し之れを敷設する場合には、當然日本の優先的借款に依つてなすと云ふことを、五案件の一つとして決めました。

以上が滿蒙五案件に關する協約の大要であります、斯様にして日本の權益はドシ／＼仲びて參つたのであります。殊に其の間にあつて特筆すべきものは、所謂鐵道問題でありまして、最初に起つた問題が、謂ふ所の滿蒙五鐵道に關する權益の獲得であります。五鐵道と云ふのは、四平街から鄭家屯を経て洮南に行く線、洮南から赤峰を通つて熱河方面に行く線、それから此の線の一點から今日の葫蘆島を狙つて開港方面に出る線、もう一つは開原から海龍を経て吉林に行く線、之が所謂滿蒙五鐵道でありまして、當時是等の鐵道の借款、又は投資優先權を日本

が獲得したのであります。然るに五鐵道問題は其の後更に形を變へて四鐵道問題になりました。其の間多少線路の變更等はありませんが、兎も角も此の五鐵道、或は四鐵道の借款權の確立に依つて、大いに日本の滿蒙に於ける權益を擴張したのであります。それと同時に、吉敦線及び吉長線の問題も夫々有利に進捗して参りましたし、更に猶ほ張作霖の晩年、當時の滿鐵總裁であつた山本氏と張作霖との間の協定に依つて、當時次の五つの線を決めて居ります。一つは長春から敦化を経て會寧に行く線、之を今迄は豫備協約だけで唯日本の借款でやるのだと云ふ様なことだけを決めて居つたのであるが、其を更に具體的に此の鐵道を滿鐵が請負計畫で建設して、建設後はそれを借款に振替へて利息をどうすると云ふ様な事迄決めたのである。斯くして將に吉敦線は建設に着手しやうとして遂に事成らずして終りましたが、是は近く解決さるべき問題と考へて居ります。それと長春から秦來に行く線、是も具體的に請負計畫及借款計畫を締結したのであります。其他吉林から五常に行く線、延吉方面から海倫に出る線、それとも一つは、洮南から索倫に出て行く線、是等の五つの豫定線は何れも皆日本の借款鐵道となつ

た譯であります。

斯様にして先程申し上げました通り、日清戦争に依つて得た滿蒙の足場から一度に足を踏み外したやうに突き落された日本が、日露戦争後ポーツマス條約に依つて再び相當な權利を得、更に其の後歐羅巴大戰に至るの間、單に鐵道のみならず其他の權益も驚くべき勢で伸びて來たのであります。其の最後に於て、最も大きな權利を獲得したのは、例の二十一ヶ條々約であります。是は度々論議されて居り充分御承知の事と思ふから詳細のことは申し上げませぬが、唯最も重要な點は旅順、大連を含む關東州の租借權を二十五ヶ年から九十九ヶ年に延長した事と、滿鐵本線及び安奉線を、同じく九十九ヶ年に延長した事であつて、其れ迄は滿鐵線はもとの露支條約に基いて期限後は無償にて支那に交付する事になつて居り、殊に其の間支那側に買収權があつて、或る一定の年限即ち三十六年許り経つと、支那は評價されただけの金額を拂ひさへすれば滿鐵を買戻すことが出来るやうになつて居つた。其れを此の二十一ヶ條々約に依つて支那が其等の一切の權利を抛棄して唯九十九ヶ年に期限を延長することに規定された。其れ

と同時に此の方面に於ける所謂商租權、居住、往來、營業に關する權利、其の他凡ゆる問題を解決したのが此の二十一ヶ條々約であります。

斯の如くして伸び來つた日本の權益は、茲で大掴みに之を捉んで見るとどういふことになるかと申しますと、先づ大體鐵道で申すならば千五百哩——それは滿鐵本線、及び安奉線、營口の支線等を合せると日本の經營に屬する鐵道が約七百哩になる、それに借款鐵道を全部合せると是又凡そ七百哩と覺えて下されば宜い、——滿蒙全體の鐵道が三千五百哩位のものであります、其中、露西亞が最も長くて千哩以上、日本の鐵道が七百哩、而も借款鐵道を入れると千五百哩位あるといふことは非常な延長であり相當に大きな働きが出来ることになつたのであります。

次に投資關係で申すならば第一に前申上げた借款鐵道に投資したものが、元金だけであれば大體一億五千萬圓位のものであるが、之に利子其他を加算すると約二億圓に近いものである。それに滿鐵自身の線路には約二億五千萬圓程投資して居ります。それから大連安東其他の港灣

關係に一億圓位、撫順、煙臺、鞍山等の鑛山關係で一億圓程投じてある、其外大倉組の本溪湖等にも相當の投資があるのであります。そればかりでなく、地方行政にしても、學校であるとか病院であるとか道路であるとか、さういふ様な方面に向つて一億八、九千萬圓位、今年度邊りで清算すれば大體二億圓は投資して居ると思ひます。以上、滿鐵だけの投資金額を以てしても九億乃至十億になつて居りますが、更に民間の東拓、正金、或は大倉組など其他の種々な投下資本を計上すれば優に實際の投下金額十七億を下らぬと思ひます。

其外、殊に日本の最も多く拂ひました犠牲は、所謂治安維持に對する駐兵權に依る駐兵、或は鐵道守備隊であります。之が御承知の通り年に依つて多少の増減はありますが、大體一萬五千人位の兵數と見ましても、一人當りに要する費用を假りに千圓としても千五百萬圓位のもは年々治安維持の爲めに日本が投じた資本である、而も是は金額を以て評價することの出來ない、吾々同胞の犠牲も年々非常に多く拂はれたのであります。が兎も角も、日本は滿蒙に於て非常な發展を遂げ得たのであります。

然るに其後、日露戦争後歐羅巴大戦に至る間に大いに伸び來つた是等の權益は、更に歐羅巴大戦後は眞に惨めな形になつて、日本は支那からも又列國からも、之を外交上から申せば寧ろ袋叩きにされた感じが致すのであります。先づ最初に起つた問題は、歐羅巴大戦の末期に露國に革命が起りまして、其後に出來た新しい政府が先に申上げた所の日露の同盟を公表し、同時に此の條約の破棄を聲明したことであります。茲に於て、日露戦争後互ひに親善な提携を續け而も我國の滿蒙に於ける權益の發展には相當強いつぱり棒であつた所の此の條約はその以後解消したわけでありませう。

次に起つた問題は先程申上げた舊四國借款團、或は六國借款團の蒸返しの四國借款問題であります。それは當時、「ベルサイユ」の媾和會議が開かれると前後して日本と亞米利加と英吉利佛蘭西の資本家達が寄つて、又々四國借款の蒸し返しをやつて巴里で喧しい會議を開いたのであります。ところで、此の會議に於て特に注意しなければならぬことは、其中に「四國借款團は支那其他に對しては全く平等の立場に立つて、門戶開放、機會均等の主義の下に有ゆる借

款權は之を四國借款團に提供する」ことを要求したのであります。之に對して日本は「支那全體には敢て反對ではないが、滿蒙に關する限りに於ては特殊の事情にあるのであるから、日本は全部を之に出すわけには行かない、既に有つて居る權利、滿鐵及び其他の鐵道借款權の如きは勿論であるが、將來に於ても日本の經濟上の生存、或は國防上重大なる關係を有する借款權の如きものは四國借款團に御委せすることは出來ない、そう云ふ立場を承認した上なれば日本も四國借款團に御附合をしよう」と提案したのであります。四國借款團はどうしても肯かない、そして日本の無條件なる加入を要求した爲に、遂に物別れになつて巴里に於ける四國借款團會議は其時は纏らなかつた。尤も後になつて滿蒙に於ける我が國の立場は諒承され四國借款團は成立はしましたが、それ等の事情はお話すれば長くなるから略しますが、兎に角、さう云ふ様な經緯に於て歐羅巴の大戦が終るや否や、日本の滿蒙に於ける特殊權益は、列國で之を拒否せんとする所の外交的策動が引續き起つて參つたのであります。

斯くして「ベルサイユ」條約の締結後、之に引續いて起つた問題が厄介至極なる國際聯盟、

あの實に厄介極まる國際聯盟の規約であります。之が出来て、更にそれ等の問題に關聯を持ちまして、其後一九二一年から二十二年にかけ華盛頓に開かれた、所謂華盛頓會議なるものが起つたのであります。そうして其の會議に依て決められた十大決議と二つの條約——一つは支那の關稅自主に關する條約であり、一つは例の支那に關する九ヶ國條約であります。十大決議は例へば、電信電話の如き、或は專管居留權の如き、列國の今迄持つて居つた權利を支那側に返納するといふことを約束したのであります。で日本は此際に於て非常に苦しい立場に立ちまして、先程一寸觸れました二十一ヶ條々約の第一に決めてある彼の山東に關する協定の如き——是は大戦の未だ終了せざる前に決められたものであつて「日本が獨逸と今後協定する山東に關する取決めは之を支那は無條件で承認する」と言ふ。つまり獨逸から日本が山東を取得すれば、支那は山東及び之に附隨する一切の權利を日本に認めるといふ決め方であつた。——華盛頓會議では之を廢棄して山東を返還するの餘儀なきに立至つた。其處で日本は自ら聲明を發して、支那に山東を熨斗を付けて返上したのであります。

更に猶ほ、前のあの四國借款團等では却々解決出来なかつた所の借款權の如き、是も自發的に日本が滿蒙に於ける日本の特殊權益の一つであつた借款權を放棄せざるを得ないことになつた。但しそれは先程申上げた洮南から熱河に至る線、其の他に限られたものであつて、滿蒙に於ける總ての權利を放棄するといふのではありませぬ。尙ほ其の外、滿蒙に於ける借款の擔保として、日本は税金を擔保とする權利が二十一箇條の中に決めてありましたが、それも日本が「滿蒙に於て支那の税金を擔保とする優越權は借款團の爲めに開放して、日本としては之を放棄する」といふ様な聲明をして居ります。併し此處で注意しなければならぬのは其の權利の放棄と共に聲明した保留事項である、其には大體次の様なことが書いてある。「但是等の權利を放棄すると言ふことは、今日迄滿蒙に關して種々取交された公文書。滿蒙に對してなされた聲明を變更するといふことでは少しもないのだ、今迄に取交された外交上の往復文書や聲明はスツカリ其儘存続することは勿論である、併し是々の權利だけは日本が自發的に放棄する」と申して居るのであります、是は一體何を意味して居るかといふと、例の四國借款問題に於ける

列國の態度にしても、或は此の華盛頓會議に處する亞米利加の態度にしても、當時日本の滿蒙に於ける特殊權益を否定せんとする所の傾向が度々窺はれたのであります。其れを日本が心配したので、例の高平「ルート」協定の破棄問題の如きも其の一つであります。而して石井「ラシンング」協定ではハッキリと日本の滿蒙に於ける特殊地位を認めさせて居る。——尤も是も華盛頓會議の數箇月後、日本と亞米利加と同時に、「此の石井「ラシンング」協定は今後效力なきものである。」ことを聲明して、文書に於てハッキリ此の特殊權益を棄てゝ居る。であるから、日本の滿蒙に於ける特殊權益は此の會議に於ては殆んど日本の有つて居るものを取れるだけ取り上げられた形である。此の間にあつて唯だ僅かに先程申上げた聲明に據て「列舉した權益だけは四國借款團、或は支那に自發的に返しはするが、今日既に現存して居る公文書、聲明に據る取決め等を棄てるものではない」といふ、此の一項こそは、寔に苦しい乍らも日本の滿蒙に於ける特殊地位を認めさせた唯僅かの綱であります。而してそれは主として巴里に於ける四國借款團の問題に觸れて居るのであります、話が少し細くはなりますが、當時四國借款團

が日本の持つて居る借款權の無條件提供を要求した時に、日本は先程申し上げた様に「國の存在に重大なる關係ある日本の滿蒙に於ける企業權は之を無條件で提供する譯にはいかぬといふ主張をなした。其の主張の如きは明らかに残つて居るのだといふことを意味して居るのであります。同時に、當時英吉利や佛蘭西も「何もそう云ふことを殊更に主張しなくても宜いではないか、苟も國の存立を危くされるが如き問題の起つた場合には何の國も其の國自體の自衛權の發動に俟つのであつて、日本の滿蒙に於ける場合も亦然りであるから殊更に此の四國借款團の爲めに言はずとも宜いではないか」と言ふ様な公文書を寄越して居る。其等を指すのであります、即ち間接に「日本は滿蒙に於て有する特殊權益は棄てないのだ」といふことを容認させた譯であります。とは言へ、洵に之れは慘めな格好で、足蹴にされ、或は拳固を喰はされ、袋叩きに遭つて細々乍ら脚下に呻聲を上げたやうなものであります。斯の如く歐羅巴の大戦後は洵に慘めな状態に置かれまして、日本は權益の侵害を、支那から受けた許りでなく既に、列國から外交場裡で袋叩きに遭はされた、而も此が以來滿蒙に於て、日本が支那から權益の侵害を

受ける大きな素因をなしたと私は考へるのであります。斯くして華盛頓會議の結果は、日本に取つては洵に慘めなものであり、而も支那をして益々増長せしむるの端を開いた。で會議の最後に支那の代表がどう云ふことを述べて居るかと申せば「列國は現在の支那の立場に同情して色々な權利を返して呉れ、將來の支那に對して同情と理解ある態度を示されたことを心から感謝する、併し日本はまだまだ澤山の權利を有つて居て僅かのものしか返して呉れない、斯の如きものを以て我々は満足するものではない、殊に彼の二十一箇條の權利の如きは全部支那に回收する權利があるのであるから、今日之を回收せざることは遺憾至極ではあるが、他日之を回收するの權利を保留する、此の旨華盛頓會議の議事録に明記して貰ひ度い」と斯様な演説をなして居る。

日本は先程申し上げた様な格好に於て色々な聲明はしましたが、其の多くは自分の權利を放棄する聲明ばかりである。斯くして華盛頓會議は遂に終りを告げたのでありますが、更に其の後、此の華盛頓會議とは別に、四箇國條約と云ふものが太平洋問題に關して取決められた。九

箇國條約であるとか、四箇國條約、或は國際聯盟と言ふ様なものが出來て來た結果は、英吉利が非常に苦しい立場に立つたのであります。それは、日本との日英同盟をどうするかといふことに就いての悩みで、其の間色々な経緯がありました。結局、此の二十年來の日英同盟は最後の期限滿了後は存続せしめぬと云ふ事に決定した。

斯くして一方に於ては日露同盟を破棄され、更に又此の日英同盟を破棄されるに至つた結果として、其後の日本は、昔と打つて變つて滿蒙に於ては孤立無援の状態となつたのであります。此が抑々滿蒙に關する日本の非常に拙い外交であり、日本が非常な苦境に立たされるに至つた最大の原因であると思ひます、其の間にあつて一方支那はどうかと云ふに、此の華盛頓會議に依つて列國の同情を得た結果、國內に於ては例の「ボロチン」等が來て左傾運動は盛んになり、或は三民主義が唱へられ、國權回收の波は、非常な勢を以て煽り立てられた。今度の滿洲事變の勃發に至る迄十年間日本は何をなしたか、支那は何をなしたか、支那は寧ろ所謂、日本なる夷狄を制するに夷狄を以てする外交がマンマと效を奏して、國內に於ては爲政者の爲めにせん

とする理由があるにしても、兎も角、出来るだけ根強く熱心に國權を回収して居るにも拘らず、日本は唯之を袖手傍觀する許り、否寧ろ日本の政治家も、日本の民衆も、殆んど滿蒙は十年間忘れて居つた、吾々の先輩はどうであつたか、先程も申したやうに日英同盟にしても日露協商にしても、日佛協商にしても、其の外交の基調は、常に之を滿蒙に置いて着々成功し、而も遂には日本をして滿蒙の覇者たるの地位に立たしめて居る。之に反して歐羅巴大戰後の十年間はどうか、實に呑氣と申すよりも、全く夢現つで十年間を過したのであります。支那を權益の侵害者なりとして責める前に、吾々は大いに先輩に對して愧づる所がなければならぬ。此所は將來の爲めに充分牢記しなければならぬ過去の十年間であつたと思ふのであります。で此の間に於て、如何に日本の權益が侵害されたかと言ふ事、此の點に就いては既に事變以來多くの方々が其の具體的事實を舉げて御話になつたこと、思ひますので、私は茲に時間もなしするから改めて申すことを省略致します。が兎も角、斯の如き情勢に於て歐羅巴大戰後の十年間は日本の權益が非常な侵害を受けた時代である、と言ふことを申し上げるだけで、次の問題に移らうと

存じますが、此處で一つ考へなければならぬことは、過去に於ける日本の滿蒙に對する立場を考へると共に、露西亞は滿蒙に對して如何なる事をなさんとし又なしたのであるか、亞米利加は、滿蒙に對して如何なる事をなさんと又なしたのであるかと言ふことであつて、此の點に就いては、粗雑乍らも私のこれまでのお話も何等かの暗示を皆様にお與へしたことはないかと思ふのであります。

2 現在の滿蒙

過去の滿蒙を申上げることが此の位に致して、次に現在の滿蒙に就いて暫くお話をしてみようと思ふのであります。此度は見方を更へまして、外交上或は條約等の方面より見ずして、寧ろ現在の日本の産業、或は日本の經濟上の立場からして此の滿蒙の現情を望み見てみたいと思ふのであります。

滿蒙と一口に申しますが、其の對象は、要するに所謂滿洲新國家の領域を指すものであります。而して、其の新國家が成立して今日に至つた事情は是又茲で申し上げることを差控えます

るが、此の新國家を經濟上から觀たらどういふことになるか——それを突き詰めます前に先づ日本とは何ぞや——滿蒙とは何ぞやと言ふ問題を、結局日本の立場に於て決める以上、日本とは何ぞやと言ふことを、極く大雑漢乍ら之を經濟上から見て、ハッキリして置いた上で滿蒙を觀て行き度いと思ふのであります。

御承知の通り、日本の貿易關係は何時も逆調でありまして、順調になつたことゝ云へば、歐羅巴大戰の間以外には殆んど稀な現象であります。輸入が平年に於ては極く大摺みに見て、大體二十二、三圓億でありませう、輸出が二十億程であります。兩方で約四十二、三億圓でありまして、之を差引勘定すれば大體平年度は二、三億の輸入超過になつて居ります。一昨年のようにきは非常な不況であり、國內の消費も減り、生産も減りました爲めに、四十億臺の貿易は一時に三十億臺に迄下りました、殊に昨年度の貿易は二十二、三億であるからして例年度の約半額である、併し乍ら、其れ程までに消費も生産も減じましたが、矢張り國際關係のバランスは逆でありまして輸入超過であります。而も此の輸入超過は——平年でありませうれば國際貸借上に

現はれる此の輸入超過の外に、日本は貿易關係以外に於ける國際貸借關係に於ては常に受取勘定が多いのであります。言ひ換へれば外國に投資して居る利子、或は外國公債を有つて居る利子であるとか、或は船會社が外國から持つて來る金、又は海外に發展して居る人が現金を送つて寄越すと云ふ様な關係で、貿易以外の國際貸借關係は毎年何時もプラスであります。年に依つて相違はあるが大體一億内外の受取勘定がある、併し乍らそれでも尙ほ貿易上の「バランス」と兩方照し合はせて考へると、一億乃至二億圓はどうしても日本は足りない、そうすると、其の結果がどういふことになるかと申しますれば、何と言つても日本の正貨準備が年々減少して行くと言ふより外ない、金解禁であるとか、或は金の再禁止であるとかいふ様な問題の爲めに殊に金の輸出解禁止の爲めに殆んど六億圓以上の金が流出しましたけれども、其の前の状態を見てもどうしても金は外國に流れざるを得ない状態にあつた。例へば最も順調であつた歐羅巴大戰後の日本は尙ほ二十億圓からの金の正貨準備を有つて居たのであります。然るに亞米利加が七十億有つて居り、佛蘭西が五十億有つて居ると稱する其の金貨は日本には今日三億八、九

千萬圓しかない。歐羅巴大戰の直後には成程二十億からの正貨準備を有つて居た、有つては居ましたが、今申し上げたやうな國際貸借關係は、日本の金貨を永らく國內に留め置くことが出來ないで、年々夥しく外國に流出したのであります。斯くの如き情勢にあれば、どうしてもそれ等の國際貸借を決済するには日本の正貨で決済するか、さもなければ之を借金で決済するより外ない、之が今日の、日本の大摺みに摺んだ經濟關係の結論であります。

而して次に其の貿易の内譯を見ますればどうであるか、外國へ出て行く所謂日本の輸出品は外國では買つても買はんでも宜い様な品物許り、例へば日本から最も多く出て行く絹の如き、或は絹絲或は絹織物でありますがこんな物は買つても、買はんでも宜いものである、儉約すれば木綿物で宜しい、人絹物でも宜しい、而もそれが、假りに輸出が二十億とすれば、殆んど十二億圓位のは絹其他の、所謂纖維工業に依る貿易品であります。八億圓程の絹織物と綿絲、綿布の輸出でありまして、其の他の輸出に至つては殆んど一億圓に達するものがあるかなしの状態であります。之に反して外國から買つて來るものはと言へば、最も必要な鐵の如き、此な

どは鐵も足りなければ鐵の製作品も足りない、更に今日は非常に必要な油の如き、是も年々一億圓内外の石油を主として亞米利加其の他から輸入しなければならぬ、木材はどうかと言ふに、是も日本内地で約五千萬石位のものを使つてゐるが、其の中内地で生産されるものは僅かに三千萬石、一千萬石は樺太方面から來るとして、不足の一千萬石は亞米利加、加奈陀から買入れなければならぬ、其の他羊毛の如きものも、諸君のお召しになつてゐる羅紗地の原料である羊毛は、殆んど全部之を濠洲から輸入しなければならぬ、殊に最も廣く需要のある綿織物の原料である棉の如き、是などは三億以上も、印度、亞米利加から買つてゐる。單に斯様に工業原料品に乏しい許りではない、更に我々の生活上缺くべからざる豆であるとか、鹽であるとか、飲料水であるとか、或は其他の是等の食料品すら年々多額のものゝ外國に仰がなければならぬ。斯くの如く我々の衣食住に必要なものゝ外國から輸入しなければならぬ、而も先様では買つても買はんでも宜い様なものだけが日本の最も大切な輸出品である。であるから今後世界の經濟狀勢が悪化して、色々經濟上の障壁を設け、或は關稅稅率の引上げであると

か、所謂經濟戰爭の烈しくなつた後の日本を考へる時に、今日の狀態を以てしては、決して安んずることの出来ない日本の現状であることは明瞭であります。

然らば此の局面を如何にして打開すれば宜いのか、言ひ換へれば日本は如何にすれば更生するのであるか、之を經濟上、産業上から見ての解決策は、外國から買つてゐるものは買はずに内地で造る、而も出来るならばもつと澤山のを外國に賣る、そうして貿易を順調にして先程申上げた國際貸借關係を改善して行く、總ての受取勘定を多くして、支拂勘定を少くすれば國の正貨準備も裕かになり、又産業の起ることに依つて失業の洪水も救はれる、斯くして國家は所謂盛んなるを得ることになる、それより外に途はありませぬ。然るによく「内地でそんなに産業を起した所が、捌場がなくては困るではないか」と言ふことを言はれる方が有ります。が、先程も申し上げた通り、平年に於て既に二十二、三億圓のものを外國から買つてゐる、それを日本の國で造つて日本で使ふならば何も外國に賣らなくても宜いではありませんか。

だから、そんなことは聊かも心配するに當らないと思ひます。唯だ問題は——近年日本の産

業なり、日本の色々な發明なり、加工々業なりは非常な發展を遂げて参りました、相當細かいものが却々外國にも参るやうになりましたが、此處で困ることは、其等の加工々業なり、産業を起すに必要な所の資源に乏しいといふことであります。日本の更生策は、一に産業を盛んならしめて輸入を防遏し、輸出を盛んにするより外に途がないといふことが決つても、さて其の國內産業を起す所の資源に乏しい日本である、日本は斯くの如き立場に在るといふこと、之が日本とは何ぞやと言ふ問題に對しての答であります。

で此の立場に立つて、今日の滿蒙の新國家を觀ることが最も適切な見方であらうと思ふのであります。御承知の通り、滿蒙の地域は先づ大體日本の倍近くに當ります。日本が四萬四、五千方里で、滿蒙が七萬六千方里位のものだと思ひますが、其の人口はと言ふと此は反對に日本の半分にも足りませぬ。而して其の廣大なる地域の中には、鐵、石炭、鑛油、羊毛、木材、米、大豆等凡ゆる重要な天然資源を豊富に包藏して居ります。尙ほ此の滿蒙の全面積七萬六、七千方里の中、既に耕されて居るものが凡そ千數百萬町歩、更に耕し得べき未墾の土地が

千三百萬町歩も残つて居ります。之が大體滿蒙の情勢であるが、人が多くして住むに狭い我が日本として、隣接の國家に是ほどの餘裕ある地域があると云ふことは、何と云つても、是は若し、我々が思ふやうに發展することが出来るならば、非常に貴い資源であります。滿蒙の資源は一口に申すならば、土地の利用價值であります。土地の利用價值とは、必らずしも地上のみの利用は止まらない、地下の鑛山等の利用をも含めてのことですが、要するに土地が狭くして人間の多い日本から見ると、一口に滿蒙の資源の最も大きいものとは言へば、土地の利用價值であると申されなければなるまいと思ふのであります。次に其の土地に埋藏されて居る資源の個々に就いて申し上げて見ますと、先づ鐵は毎年日本に於て約百二、三十萬噸の不足、少なくとも見てもどうしても八、九十萬噸の鐵は足りない、而も今日内地に於ける製鐵原料は殆んど問題にならぬ程貧弱であります。然るに、先程申し上げました我が權益中の鞍山の鐵鑛の如き、此處には水平線上のものだけを見ても十億噸位のものがあるのであります。更に本溪湖から弓張嶺等、日本の權益下に在る鐵の量積は全部で十二、三億噸に達するのであります。但し滿洲の鐵

は普通三十六パーセント位の含鐵率のもので、之から鐵を採るには大概の方法では成功しない、之が鞍山が多年滿鐵の痛と稱せられた所以であります。所が其後色々工夫を致しまして、此の鐵を一度蒸焼にして磁石の力で鐵分を寄せる方法即ち還元焙燒法である、そうして鐵のパーセントを多くして餘分のを棄てるに六十パーセント以上の鐵が採れるのであります。其の加工費を入れても尚ほ印度の鐵鑛や何かで製るよりもズット生産費が廉く上る、是等の原料を以て、日本の製鐵國策の基礎をなさうとしたのが即ち、彼の昭和製鐵所問題であつたのであります。是は今日の情勢からすれば勿論再吟味を必要とされるのであります。兎も角、鐵の資源としては之を、滿蒙の權益下に求めるならば決して乏しくないことは明らかであるのであります。

次に石炭の問題の如きも、今日、日本に於て年々三千八、九百萬噸位の石炭を消費して居りますが、之を國內に於ける採炭量に照し合はせて見てどうしても少し足りない、最近の様に石炭の餘つて來た時代は姑く措くとして、普通の狀態に於てはどうしても足りないのが普通であ

る、其で二百萬噸位を滿洲から補つて、只今の所では辛うじて自給自足に近い状態で行つて居ります。併し、此の石炭の三千八、九百萬噸といふものは、日本の人口一人一年當りに計算すると、〇、五乃至〇、六即ち約半噸位のものである。「其の國の工業の發達の度合を計るには石炭の消費量に依る」と言ふことが言はれて居りますが、日本の半噸に對して亞米利加の五噸半英吉利の如きも四噸七分位であり、獨逸、白耳義、佛蘭西等、少くとも歐羅巴の工業國の中には三噸以下の消費量といふやうな處はないのである。其を日本が半噸であることは、如何にも日本に、鐵其他の原料に乏しい爲めでもありますが、尙ほ此の工業が如何に幼稚な状態に置かれてあるかを語るものである。而も之が假りに人並の附合の出来るやうに、例へば先程も申した様に輸入を防遏し、輸出を増進する爲めに國內産業を盛んならしめるといふ場合に若し、人口一人當り三噸を使つたとすれば、内地七千萬の同胞として二億噸の石炭が要ることとなる。而して、年額二億の石炭を消費するとして、日本の土地の中に埋藏されて居る石炭の生命が何年あるかと申せば、極く最近何か澤山炭坑の發見されたやうな報道もありますが、先づ大體に

於て十年か十五年しか生命がない。何故かと言ふに、日本の國內に於ける石炭の埋藏量は七十乃至八十億噸と申されて居りますが、其の中から費用を掛けて生産して引合ふ石炭は三十億か三十五億噸位のものである、假りに四十億噸と踏んだ所が、二億の消費量を一年に必要とすれば二十年しかない、三十億噸とすれば十五年しかないといふことになる、而も之が九州の隅とか、北海道の果とか、或は高島炭坑の如きは潮の水を吸み乍ら海底から石炭を採るといふ様なこと迄して尙ほ且つ其の状態である。然るに、是も其の資源を滿洲に求むれば、第一に撫順、煙臺、本溪湖、其れに滿鐵の投資にかゝる新邱炭坑を入れれば約三十億噸位の可採炭量は充分にあるのであります。尤も將來の需要増加を見越した場合、日本の石炭乃至燃料問題は單に此の滿蒙の埋藏石炭だけでは解決出来ない、併し、差當つては滿蒙の資源を以て補ふことが出来るのであります。

更に、最近の文明は石炭の時代から油の時代に入つて居ると言はれる程、燃料としての鑛油は非常に重要性を帯びて來て居るのであります。例へば軍艦の燃料にした所が、近頃の船には

煙突を持たないものがドンドン出來て、最早や「デーゼルエンジン」でなければ長航海には向かないといふ風に迄云はれて居る。一方都會と言はず田舎と云はず、自動車も近年非常な勢で殖えて居る、従つて其の需要量も著しく増して來て居るにも拘はらず日本の國內で生産される石油はと云へば、秋田、新潟、樺太等全部を合しました所が三十萬噸にも達しない、其處でどうしても不足の二百八十萬噸位は外國の輸入に俟たなければならぬ現狀である。斯様に軍事上から云つても、平時の産業上から言つても、又我々の日常生活上から見ても最も重要な石油を、其の大部分を外國に仰がなければならぬといふのは、何としても日本の一大打撃であります。それでは滿洲には石油が豊富にあるかと言へば、滿洲にも未だ純粹の石油坑は發見されて居らない、併し、此處に一つの面白い工業が起つて居る。其は「オイルセエール」から鑛油を採る工業であります、御承知の撫順の石炭の上盤には「セエール」といふ岩石層があります。撫順は坑内掘りも多くは露天掘りであつて、上の方の土や石を取除けて石炭を採つて居るが、其の上積の岩石層に油がある、之が「オイルセエール」である、平均四パーセント位の

油があると言はれて居るが、併し其の岩石を棄てた儘にして置けば自然に發火して身自に有害な瓦斯を發散する。之を何とかしたいと言ふので、色々工夫を重ねました結果、遂に之から油を採る事に成功した、それが所謂「オイルセエール」の乾餾事業であつて、既に巨額の費用を投じて目下着々工事を進めて居ります。大部分は之を蒸焼にして油を採るのであるが、それと同時に「アンモニア」や「パラフィン」をも採る事が出来る、唯今の所未だ大した産額はありませぬが、撫順の炭坑だけで五十億噸からの「オイルセエール」があるのであるから、之から約二億噸位の重油が採れるとして、將來此の事業は相當大きな發展を遂げるものと想像されます。單にそいふ方法許りではありませぬ、殊に最近では、矢張り此の油の問題で非常に困つて居た獨逸に於ては、石炭といふよりは泥炭から鑛油を採る方法を案出したのである、其の方法は泥炭或に一定の高壓力と熱とを加へて壓搾すると、其の中の可燃性の油分だけが全部液體に變化する、そうすれば極く僅かの滓しか残らないが、そう云ふ様な方法で油を採ることも試みられて居る。其他、先程申し上げた「オイルセエール」工業と同様、蒸焼にして油分だけを

取つた残りの「コークス」の如き、之を燃料の代用品とすることに依つても鑛油の問題は解決されるのである。そうすれば、油田のない國に於ての鑛油の問題はどうしても石炭工業より外に之を解決する途がないといふことになり、従つてそれ等の工業地を考へる時に、撫順の如きは非常に厚い石炭の層が澤山あるのであるから、製油工業には最も適當して居ると思ふのであります。之を日本の三尺層、十尺層等の石炭山に較べれば逆も比較にならぬ程有望であつて、此の意味から言つても滿蒙の石炭工業は非常な重要性を有つて居ると思ふのであります。

其他、木材に致しましても、先程も申し上げた如く既に内地の木材を以てしては足らず、又樺太の木材にしても今後十年か十五年の生命しかないのであるが、滿洲には未だ斧の入らない大森林地帯があり、豊富な木材を有つて居るのでありますから森林の伐採權の如き、最も早く解決せらるべき問題であらうと思ひます。更に羊毛にしても或は棉にしても、在現外國より買つて居る所の是等原料は、將來は之を全部滿蒙に求めることは必らずしも困難ではないと思ふのであります。其他、輕金屬の「マグネシウム」工業であるとか「アルミニウム」工業、

殊に「マグネシウム」の原料である「マグネサイト」に就いては非常に澤山の鑛山が有り、最も大石橋附近の産地の如きは世界にも類の無い程の大埋藏量を有つて居る、亞米利加にも相當大きいものがあることはありますが、此の大石橋の山などは殆んど無盡藏で而も相當のパーセントを有して居る、現に滿鐵の中央試験所では試験的には造れるが、將來は滿蒙の工業として大いに有望視されて居ります。猶ほ更に今日の日本の心配して居る金の問題、是などはどうしても、黑龍江省の砂金に望みを託すより外仕方がないと思ひます。而して其の砂金も、之れは寧ろ露領方面に多いのであります。黑龍江省方面にも相當にあります。殊に「ブラゴエ」方面にかけては相當盛んにやつて居つた砂金鑛もあります。で、此の黑龍江省の砂金の如きは今後相當重要な意味を以つて考へなければならぬと思ふのであります。數へ來れば、此の資源に乏しき日本から觀た滿蒙は、所謂古き言葉で申せば産業上、經濟上の生命線であることは確かであります、工業資源に就ては心細き現狀である日本ではあるが、滿蒙にたぐりつくならば何とか一縷の希望を將來に繋ぎ得ると考へるのであります。

3. 將來の滿蒙

然らば斯くの如き現情に在る今日の滿蒙は、果して我々の念願する通りの結果を將來に齎らし得るや否や、此の問題に就ては更に考究して見なければならぬと思ひます。之が所謂私のこれから申さうとする將來の滿蒙であります。之を私は二つの方面に分けて見て行き度いと思ふのであります。一つは前段に於て申し上げた國際上の關係から將來の滿蒙を見。一つは只今申し上げた經濟上、産業上の立場から將來の滿蒙を見たいと思ふのであります。

滿蒙の今日は、既に解決されたかの如き喜びを有つて居られる方が日本内地にも相當多いと思ひますが、併し滿蒙の新國家が建設の途中にあると同様、滿蒙の問題は今や解決の途上にあるのであつて、之を既に解決せられたりと斷するのは、時期尙ほ早しと申さなければならぬ。之を産業上から見ても注意を要する問題が多々あるのであります。それは、斯の如き滿蒙の豊富な資源に對して我々が非常な期待を掛けて居りますが、假りに茲に例を取つて申すならば、それがどういふことになるか、私は曾て福井の方へ旅行して或る企業家に會ひました際に

——福井の方では原料を滿洲方面から輸入して纖維工業をやつて居る、そうして出來た製品を逆に支那に向つてドンドン輸出する——「滿蒙も落付いたやうであるから、自分の分工場を滿洲に建てやうと思ふが御見込はどうか」と言ふ問を受けた。此に對して私は「それは確に儲かる、原料も向ふから來るのだし、勞働賃銀も安いし、而も品物は向ふで賣捌くのだから儲からない理由はない、但し福井に在る工場は空つぽになつて其の爲めに今迄の従業員は全部失業者になるが其は御承知か」と言つたことがあるが、若し斯様にして滿洲で絹織物が生産された際にはどうなるであらうか、例へば土地が非常に廣い、米も出來るといふので水田を經營して行けばどういふ結果になるでありませうか、今日ですら米が安くて日本の百姓は困る、年に依つては不足しても居りましたが、朝鮮や臺灣の産米を入れれば日本國內の米はさう不足しない、其處に滿蒙が安い賃銀で米を作れば日本の農業は如何なる運命に陥るであらうか、遂には滿蒙は日本を脅威することになるのであります。例へば先年私共が滿洲に居りました際、當時の關東廳方面では、何でも養蠶をやらすれば宜いといふので盛んに農家に桑畑を獎勵して居る、假

りに之を土地の安い處に植えつけられて、勤勉な支那人が蠶を安く作れば、今日ですら安く困つて居る。日本の生絲はどうなるか、一溜りもなく遣られて終ふことは判り切つたことである。而も生絲は日本の最も重要な輸出品であります。其處で私の居りました當時、滿鐵が三萬圓許り金を出して全部桑を引抜いて大きな苗木は燃物にしたことがあるが、若しさう云ふ具合に、滿蒙が展開して行つたとすればどうなるか、曾て日本は滿蒙の爲に多大の犠牲を拂つて戦をなし、治安維持に當り、滿蒙を開發し、産業の開發を圖り、其の開發に依つて得た所のものはと言へば張家二代のあの隆盛であります。以前の滿蒙には張作霖以外に各々の督軍が居て互に相反目して居つた、それを日本の援護なり指導に依つて、張作霖が滿蒙に君臨するやうになつた、それと言ふのも張作霖を助けて滿蒙を開發すれば日本は大いに滿蒙に發展が出来る考へた、さう云ふ日本の政策の現はれである。所が其の子の學良の代に至つては、培つてやつた日本が却つて非常な壓迫を滿蒙に於て受けたのである。故に茲で日本は餘程確かりして政策を樹て、行くのでなければ、新らしい滿蒙から非常な壓迫を受けることを覺悟しなければならぬ

い。之に對する對策が滿蒙に對する本當の意味の對策でなければならぬと私は考へる、徒らに滿蒙に資源が豊富にあるといふことを糖喜びして居るだけではいけない、而も是等の全ては日本の領土内のものではない、權益の下にあるが滿蒙は日本の屬國では未だない、それ之に對する方策は最も經濟上、産業上から見て重要であると同時に又相當危險性が潜んで居るのであります。

然らば之をどういふ形にすれば宜いかと云ふことに就いては以下二、三の點に就いて申し上げて見度いと思ふのでありますが、第一は、日本が資金を投ずるにしても又滿蒙を開發するにしても、吾々が滿蒙に要求する所のものは原料品、或は半原料品即ち日本の生産工業に必要な原料を滿蒙に得るといふことを念とする、又吾々はそれを滿蒙から自由に得んとして今日まで努力して來たのである。而して出来るだけ日本の援護の下に置いて、之に色々な便利を與へてやると同時に、滿蒙を盛んならしめる爲めは其の原料を日本に寄越して、彼等は原料を生産することに依つて國を榮えさす様に途を考へたら宜しい、而して、先進國である日本としては、

是等の原料に加工して其加工製品の捌口を滿蒙に求めることが最も適當である。此は國自體の發展の道程から言つても、今日の經濟の狀況から云つても當然の結論でなければならぬ、であるから將來はさういふ大きな方策の下に進まなければならない、併し乍ら、全てが總て、それこそ下世話に言ふピンカラキリまでそれではいかぬと思ふ。國が開けるに伴れて其處には多少臨機應變の處置が必要であつて、唯だ問題は少くとも此の原則に基調を置いて全ての計畫の取決めをするといふことである。會て英吉利が棉の原料に不足して之を「エヂプト」に求めたことがある、當時英吉利は彼處に巨額の金を投じて棉の栽培を奨励し、而も彼處に紡績の起ることを極力防いだ、即ち綿の原料は「エヂプト」から供給されたけれども、煙突を立てて工業を興すことは斷じて許さなかつた。其と同じやうには行かぬが、少くとも、此の心持が滿蒙に臨む産業政策として、最も必要であるといふことを先づ、第一に申さなければなりません。

第二に申し上げねばならぬことは、我が國自らの産業に就いて考へなければならぬといふことであります。今日までの情勢を考へて見ますに、一方に於て滿蒙に對して此の乏しき日本の

資源を求めなければならぬと言ふ聲が非常に盛んであつて、而も實際に於ては滿蒙の資源を日本に入れまいとして努力して來たのが日本の國內産業であります。一例を申せば石炭の如き、海の水を汲み乍ら掘出された石炭と、先程申したやうに上層の岩石を除くだけで其の儘石炭を掘出す、而も四百尺もある大きな層をドンドン採掘して行く石炭とは生産費に就て競争にならぬことは明瞭である、併し乍ら、「足りないく」とは言ひ乍ら、此の安い撫順の石炭は僅かに二百萬噸位しか持つて來ない、もつと入れやうとすると、どういふ反動が起るかと言ふと、「滿鐵の石炭を内地に入れることは怪しからぬ、これでは日本の石炭工業は片つ端から潰されて終ふ、失業者の洪水が起るから滿洲から持つて來ることは相成らぬ」と言ふ。此が日本に於ける石炭界の現状であります、滿洲に石炭があると言ふ事實と「入れるな」といふ此の矛盾、滿蒙に資源を求めなければならぬと言ふ聲と、滿蒙の資源を入れてはならぬと言ふ聲と、國內に二つの聲があるが之を如何にすべきや。更に鐵の問題にしても滿洲から鐵を入れやうとすれば矢張り税金もかゝるし、企業家も滿洲に於ける製鐵所、即ち昭和製鐵所の設立には色々文句

がある、今は世界の經濟情勢から考へて、再吟味を要することには違ひないが、併し現在鐵の足りないといふことも事實であれば、滿洲から安い鐵を輸入しないやうにして居ることも事實である。然し乍ら、私は斷言するのではありません、過去御維新以來六十年の間奔馬の勢で發達し來つた我が國の政治と言はず、經濟と言はず、思想と言はず、産業と言はず、今日は正に各方面に亘つて、清算されなければならない時代に達して居る、殊に産業の如きは常に統制ある生産を緊要とするのである、而して其の統制ある機構を建設する爲めには多少の破壊は豫め覺悟しなければならぬ、此の覺悟がなくて滿蒙の開發などは言はぬ方が宜い。何故なれば、例へば石炭の如きものにしても、内地で噸十四圓なり十五圓のものが八圓か十圓位で滿洲から移入されるとなれば、當然内地の資本家の倒れるものがあるでありませう、又失業者を出すかも知れない、是は如何にもお氣の毒である、併し乍ら、其の安い石炭に依つて、先程來申した様に内地へもつとく起さなければならぬ産業がドンく起つて來る、同時に、一方では不利益な産業は壞はさなければならぬが、失業者は他の起つた産業に依つて充分に救ふ事が出来る。

此の心持でやつたのが獨逸のあの所謂統制ある産業の合理化である、さうして此の合理化をやる場合に、若し夫が鐵のやうなものであれば、先づ不利益な山は、利益のある山の方で片つ端から買収して、ドンく利益が上るやうになれば、其の買収された方にも利益の分配をする事が出来る、其で輸出なり國內消費なりに適當な鐵はドンく出すが、どつちらにも向かぬ様な鐵鑛山は棄てる、棄てる爲めには國家も資本家も之に賠償をすると云ふ様な方法で、所謂合理化をする、私の言ふ「建設の前の破壊は止むを得ない」と言ふのは聊か奇矯に失するかも知れないが、統制ある日本の産業は之を産業の合理化に俟つより外仕方がない、此をやらなければ今日國民の抱いて居る全く矛盾した二つの要求は遂ひに解決されず、本當の滿蒙問題は解決せられぬのであります。

以上が産業問題に關しての必要な點であるが、尙ほもう一つ申さなければならぬ事は、植民問題である、近頃、集團移民の問題等が色々喧しく言はれて居りますが、是は大いに考へなければならぬ、併し乍ら、之を計畫する以上は無鐵砲な考へ方ではいけない、政府は今日ブラ

ジル移民を非常に奨励して居るが、其のブラジルへ最も多く移民するのが北海道、其れも曾て地方から北海道に移住した人に多い、其はどうしてかと言ふと、例へば一戸當り五町の土地や、或は家屋の建造費として五百圓、三百圓、金が貰へると言つて、行つては見ましたもの、北海道の熊笹の生茂つた土地を五町貰つても何にもならない、大變實ると稱する其の土地が實は雨の降る毎に石狩川がドン／＼氾濫する、これではどうにも仕方がない、其處で行詰つた人々がどうせ此の儘でも歸れない、歸れなければいつその事「ブラジル」へでも行かうと言ふ、斯ふ云ふのが「ブラジル」移民である、尤も中には少し位金を貯めた人もありませう、併し乍ら嘗て誤つた北海道移民政策を、今日の滿蒙に其の儘移すのは斷じていかぬと思ふ。それではどうすれば宜いかと言ふ事に就いては、既に色々の考へ方もあらうと思ひますが、先づ第一に行く人を選ばなければならぬ、所謂「天は自ら助くるものを助く」で行く人を選ばなければならぬのは勿論であるが、次に其等の人に充分合理的な保護を與へなければならぬと思ふ。

即ち之には「集團移民」と言ふ様な言葉がありますが、其の集團移民をやるのが最も必要

である、所で此處で考へなければならぬ問題は、彼の支那人である——この多勢お集りになつて居る中で、マッチの、何と言ふレツテルの箱の中には何本入つて居て、どういふ印のマッチの中には、何本入つて居るか御承知の方は恐らく一人もないでありませう、所が、支那人がマッチを買ふには、先づそれに貼つてあるレツテルを擇ぶ、そうして曰く「此のマッチには何本入つて居るから」と、其の位、經濟觀念の強い國民である、殊に驚いた事には、彼等が人に煙草の火を點けてやる場合、若しマッチの軸木が餘れば、其のマッチの軸を決して捨てないで、其を別な箱に藏つて置く、そうして大勢の人に火を點けてやる様な時に、新しいマッチ一本で足りなければ、片方に藏つて居つた例の古い軸を出して其に火を點けてやる、之が支那人の經濟觀念である、此に反して今日の日本の農家の經濟觀念を以て、太刀打をするのは餘程考へなければならぬ。即ち單なる勞働其のものでは到底太刀打は出来ない、其處で考へなければならぬことは、一つは、之に機械力を與へる事であり、一つは科學的の知識を與へることである。どういふ事かと申しますと、露西亞が曾て、北の方へドン／＼集團移民を送つた場合には、「トラ

クター」なり、「トラック」なりを其の儘農民に貸し與へたと云ふが、其と同じ方法で、集團移民に對して「何町歩を共同開墾させることにするが、それに對して政府は「トラクター」を何臺やらうとか、或は一緒に寄つて働かならば、馬を幾匹貸すとかいふことが必要である、現に滿鐵に於て之を試験的にやつて居るが、怠けさえしなければ支那人の開墾能力に斷じて負けなない。もう一つは、農作にも支那人は科學的の知識が足らぬ、現に山東で獨逸人があれだけうまくやつて居た農園が、支那人の手に移ると、あのやうに衰退を來して居る、そう云ふ點から見て、日本人に科學的の知識さへ與ふれば成功するだらうと思ふ。唯だ單に働くとか勤勉以外に更に知能的要素を加へた農業政策、而もその意味に於て合理的の保護移民政策でなければ、再び北海道と同じやうな結果に陥りはせんかと案ぜられるである。其を唯だ血氣に任せて、自分の親譲りの田地畑を賣り飛ばして、百圓や二百圓の小金を持つて行く者が出ては以ての外である、斯う云ふ事では到底滿蒙の發展は望まれぬ。此慶事をやるのはもつと先の話で、今は建設の途上であるから、一意統制ある保護政策の下に進まなければならぬと思ふのであります。

大體産業上から見た滿蒙は此位にして、次に政治的に見た滿蒙及び日本と言ふ様な事に就いて簡単に申し述べて見度いと思ひます。曩に亞米利加の滿蒙に對する態度、露西亞の滿蒙に對する態度と言ふやうなことに就いて縷々申し述べましたが、殊に滿洲の事變が起り、新國家が建設されてから喧しく論議されるのは九ヶ國條約、或は國際聯盟等であります。併し乍ら、新らしい國家が建設された事が何も聯盟の規約に背いて居るのでもなし、九ヶ國條約に背反するとも私は考へない。然らば何故に聯盟邊りで、而も小國連がギャ／＼騒ぐのであるかと言ふに、彼等小國連は近くにある強國から自己の安全を期する爲には、どうしても聯盟の規約を持つ出すより外に仕方がない、日本のやつてゐる事が、假りに聯盟の規約を破つて横車を押してゐるやうなればそれこそ大變な先例になる、之を認めれば、聽て我々も危いと言ふ事の杞憂に過ぎない。要するに小國が喧しく問題にするのは、結局之を自己防衛の方法にするのであつて、何も日本と滿蒙それ自體に就いて云々してゐるのでは無い。だから其に對して安心の行く解決をすれば宜い、即ち「滿蒙の新國家問題は、滿蒙自體の三千萬の同胞が民族自決の大本に基いて

此處に新國家を建設したに過ぎない、其れは恰も歐羅巴大戰の後、「ポーランド」なり幾多の國家が民族自決に依つて新らしい國を形成したのと同じである。」と斯う云へば彼等は何も言ふことはない、更に九ヶ國條約に就いても同じことであつて、九ヶ國條約は一體何を決めたものかと言ふと、要するに支那の主權の尊重、領土保全、行政權の統一と言ふ様なものは之を他國から侵害されることなしに、彼等自身で思ふやうに按配して行くやうにさせやうと云ふ、所謂民族自決の大本に従つて國の和平發展を爲さしめやうといふ根本に外ならない。然るに支那は今日までの經驗に依れば、國際正義の蹂躪、永年に亘る腐敗政治の絶えることがない、斯う言ふ國の下で生活するよりは、民族自決の立場に立つて新らしい希望に生きやうとする此の滿洲新國家の成立が九ヶ國條約の何處にも背反する所があるべき筈はない。支那は國とは言へ、其の内容たるや慘虐或は墮落、有りと凡ゆる矛盾を包含する不統制な國家である。滿蒙三千萬の國民が其の主權の下に生活することを厭がつて平和な別天地を造らんとする其の人々を、尙ほ且つ名ばかりの國權尊重の美名の下に慘酷な國家生活の中へ追込んで置かなければならぬと言ふ

様な理屈のあるべき筈はない、此の三千萬民衆をして斯の如き、まるで此の世乍らの政治上の地獄の中に投込まねばならぬと言ふ主張は、人道にあるべき主張でないと思ひます。斯の如きことは今日、國際法上の通念としても、又人道上の考へ方としても、九ヶ國條約なり世界の平和保持の大義より見ても、許す可からざる觀念であつて、滿洲國を培養して行くことに何の憚ることもないと私は考へる、然らば日本の執るべき態度はもつとハッキリして宜い筈であります。日本自らが此の滿蒙に對して大きな關心を持ち、又今日迄同情と隠然たる庇護の下に此處まで基礎付けて來た以上、早く新國家を承認して可なりと思ふ。此處事に拘泥したり悛巡してゐるやうでは、先程來申し上げを様な我々の先輩の成し遂げた國際關係に於ける實に輝かしかつた、雄々しき外交上の立場を傷けるも甚だしいと申さなければならぬ。本當に自主的立場に立つ日本が、今日外交上に於て立直らうとするならば、此處事は何んでもないことと思ふ、直ちに之を承認すると共に、日本は率先して修交條約を結んで可なりと思ひます。而も條約を結ぶに當つては、日本は産業上の國策はハッキリと其の中に織り込まなければならぬ、舊

來の通商條約のやうなものでは駄目だと思ふ、もつとハッキリした、眞に滿蒙新國家と日本の立場を約束するに足るだけの條約を締結するが宜い、又そうすべきであると思ひます。

さうなると茲に問題が起りはせんかと思はれるのは、所謂門戶開放、機會均等に背くではないか、といふ様な議論が起るかも知れぬといふ事であります。然し乍ら、此はクドクしく申し上げる迄もなく、日本が滿蒙に於て有する特殊の權益、特殊の地位と言ふものは、明らかに自衛權と離る可らざる、否寧ろ、國家の存立と離る可らざる重大關係にある問題であつて、是は寸分も犯す事があつてはならないものである、又、此の特殊權益を日本が持つてゐると言ふことは、明かなことであつて、華盛頓會議に於ける聲明から見ても、日本が滿蒙に於て此の特殊權益を有つてゐる事は明瞭な事實であつて、何も今日の立場に於て、之をクヨクヨするには當らない當然のことであると思ふ。又之がなければ日本といふものが生きるか死ぬるかの問題である以上は、之を犯す者に對しては嚴かなる自衛權の發動は當然のことである、如何なる條約と雖も自衛權を拘束する事の出來ないのは明瞭であります。九ヶ國條約なり。不戰條約な

り、或は國際聯盟の規約にしても、日本の自衛權を拘束し能はざることは明瞭な問題であつて、曾て不戰條約が議會で問題になつた際に、時の外務大臣田中義一氏が帝國議會に於ける「何故外の國では此條約は自衛權を拘束するものではないと斷つてゐるのに、日本ばかり無條件で之に参加したのか」と言ふ質問に對して「自衛權の發動は當然のことであつて改めて申す迄もない、隨つて此の不戰條約の提案に對しては、日本は國家の自衛權を何等拘束するものに非ずと言ふ了解のもとに欣然之に参加したのである。」と言ふ回答を與へてある。斯様な立場に立つて不戰條約が決められてあるのであつて、今日の滿蒙に於ける我が國の立場が各種條約に牴觸せざる事は明瞭な事實である、而して、滿蒙と日本との關係を規律する條約關係に於て、日本の滿蒙に於ける優越なる立場を規定する事は蓋し當然の事であつて。之に躊躇するやうなことであつては將來の滿蒙問題は實に憂ふべきものだと思ひます。

最後に滿蒙問題を論ずるに當つて、最近殊に重要な事と思惟せらるる問題を、特に今日お集りの方々に對して、私の結論として申し上げたいと思ひます。其を特に私が申し上げやうとするの

は、將來の日本の軍事上の立場に對して、世上或は對露、對米開戰説を聽くのでありますが、之に對して、將來の世界の大勢はどういふ結果を持來すかと言ふ事を、秘かに考へますのに、之はどうしても「アングロサクソン」と「スラヴ」の二大對抗闘争であらうと私は思ふ。曾ての倫敦に於ける海軍々縮會議は、何に依つて起つたかと申しますと、恰も獨逸と英吉利との所謂、建艦競争が歐羅巴大戰の因をなした如く、「アングロサクソン」相互の優越競争に因る衝突を避けんとする魂膽に出でたものと私は思ふ。之は「ドウズ」自らが其の側近者に洩したことである、而して彼處で亞米利加と英吉利との「アングロサクソン」民族間にヒビの入らない様に非常な努力の提携をなして居ることは明瞭である、惟ふに「アングロサクソン」は恐らく一緒になつて「スラヴ」に向ふであらうと思ふ。之に對抗する「スラヴ」の立場は即ち露西亞と獨逸の提携である、思想上から云ふと、露西亞の思想が世界の思想と相容れず、殊に「アングロサクソン」の思想と相容れないことは詳しく申す迄もない事であるが、更に露西亞の五ヶ年計畫は單に日本に取つて脅威である許りでなく、歐羅巴、殊に亞米利加に對して非常な脅威で

ある、將來、此の兩民族の間に産業上の非常な闘争が起るであらうことは容易に想像されるが尙ほ此の露西亞の計畫が五年で行くか、十年で行くか、兎に角、露西亞の亞米利加進出は兩國間に必らず大きな衝突を來すであらうと思ふ。殊に考へなければならぬのは、露西亞の立場と英吉利の印度に於ける立場とはどうしても兩立し得べからざるもので、其邊にも亦一つの大きな問題をなして居る。斯の如き問題を考えます時に、茲に我々が先んじて露西亞と戦はうといふが如き氣合に出でずして、寧ろ之を「アングロサクソン」との争闘に俟つ方が賢明な策ではあるまいか、滿蒙の問題が既に解決された今日に於て——否、寧ろ解決の途上にあり、解決の希望の下にある此の滿蒙が、我々の念願して已まぬ滿蒙に徐々に近附いて來る、さうして其の治安が我々の國力に依つて充分に把持された場合、其の時こそ極東に於ける平和は必ず保持されると思ふ。遙かに印度を控え露西亞を前にした滿洲國は一心同體の日本を「バック」に有つ、日本は大きな經綸を以て滿蒙に臨む時に我國は大きな外交上の切り札の持ち主であると思ふ。言ひ換へれば日本が「アングロサクソン」に對しても、「スラヴ」に對しても、大き

な「キヤスチングボード」を滿蒙新國家の建設に依つて持つことだらうと思ふ。此が本當の滿蒙新國家に對する日本の大きな將來の役割であり、隨つて、日本の對策も眼先の小さい外交上の問題を去つて、十年二十年の先を考へる、即ち曾ての先輩が行つたやうな見通しの利く大計を樹てることが最も必要である。さうして、露西亞と戦ひ亞米利加と戦はんとする事を考へる前に、先づ我々斯くの如き有利なる立場に立つた民族は、須く、もつと賢明に、俊敏に國策と經綸とを行はなければならぬ、而も是に於て始めて滿蒙の將來に向つて大きな希望を抱き得るのであります。(七・四・二)

昭和七年十月十五日印刷
昭和七年十月二十日發行
昭和七年十月廿五日再版

【日滿統制經濟論】
定價金一圓五十錢

著者 小日山直登

發行者 平沼哲朗
東京市日本橋區江戸橋二ノ六

印刷者 鷺見知枝磨
東京市芝區神明町七六



發行所

東京市日本橋區
江戸橋二ノ六

創 建 社

電話日本橋三七九一番
振替東京六七四三一番

(圖印堂友交見覽)

貴族院議員 男爵 大藏公望著 (好評七版)

満洲國への農業移民

□四六版九ボ總力ナ付
□滿蒙地圖(附録)
□定價金三十錢
□送料 四錢

在郷軍人會、其他團體申込み殺到す!!
實地踏査になれる豊富材料・經營実績・移住農民の好參考書

目 概 容 内
概論・面積・人口・既耕地・不耕地・未墾地・氣候・風土
満洲農業の特異點・農地の開拓と在來移民・農産物の種類
既住邦人農業移民の実績・收支計算實例・農業移民に對する準備と覺悟等々

東京日本橋戸二ノ六
創 建 社
振替東京六四七三番一

満洲國を背景にたし長篇小説

長 篇
小 説

國境を越ゆれば

宮 原 欣 氏 著

◇好評五版◇

□四六版六〇六頁
□定價壹圓五拾錢
□送料 十四錢

偉大なる豫言!!
満洲國はつひに立ち上つた!!
混沌満洲の渦巻を克明に描寫し、正しき方向を示した『未來』の
若人等の語るを開け。
南京の三民主義、青天白日派、満洲清朝の再起を目論む宗社黨、
全支那のサウエート化を實行せんとする中國共產黨、遼東自由國派
満洲國獨立黨、それに世界最終の革命を見透し、最高文化の型を實
現せんとする『建設聯盟』をめぐる若い男女の活躍を見よ!
満洲新國家への生みの機みと將來の目標と、この廣大な世界にあ
つて活動しつゞける日本青年男女の群々は、この平原に何を望んで
進むか?.....

東京日本橋戸二ノ六
創 建 社
振替東京六四七三番一

新居格譯 ウイツキー・バウム著

(大好評忽三版)

グランドホテル

□四六版美装
□九ボ総ルビ五二頁
□定價一圓二十錢
送料八錢

◆ 全歐洲人をして無味乾燥から救ひ出した「ホテルの人々」は一度アメリカ版となるや更に全米の血を湧かせた。

◆ 主題を戦後の多難なドイツ社會にとり、大ホテルを中心に妖艶なダンス、愛慾の哲人、凄腕のトラスト支配人、老ひたるルンペンに青年闘士読み出したら夢中になつて引きづられざるを得ない。

東京 創 建 社 發行

32.2.19

